

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容				
6	20	月	9:50 所長挨拶	10:00 講演 「裁判所の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」	12:00 [REDACTED]	13:00 共同研究 「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」 [REDACTED]	17:00

※ [REDACTED] 講師は分野別討議(13:00~14:40)のみ出席

令和4年2月24日

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）の実施要領

司法研修所第一部教官室

1 研究会の趣旨、目的

裁判迅速化法に基づく迅速化検証報告が次回第10回の節目を迎えるところ、適正かつ迅速な審理を実現するため、現状の審理期間や審理運営等の取組に対する裁判官の認識を踏まえ、こうした点に対する問題意識の深化を図るとともに、審理運営改善の議論をより一層活発なものとするための契機とすることを目的とする。

2 研究期間

6月20日（月）

3 研究場所

司法研修所

4 実施方法

収集して実施する。

5 応募資格

判事（55期以下）及び判事補（未特例判事補を除く）

ただし、次の(1)ないし(3)の各事件を現に担当しているか、又は担当した経験がある者

- (1) 地方裁判所での民事第一審通常訴訟事件（単独事件）
- (2) 地方裁判所での刑事の裁判員裁判対象事件
- (3) 家庭裁判所での家事調停事件又は人事訴訟事件

6 募集人員

5(1)ないし(3)ごとに各10人(計30人)

応募者が募集人員を上回った場合には、現在の担当職務の状況（地方裁判所で部総括裁判官を務めている者は劣後する。）や各高裁管内の応募状況等を勘案の上、決定する。

7 カリキュラム

別添の日程表（案）のとおり

8 カリキュラムの内容

主に次のような内容のカリキュラムを実施する予定である。

(1) 講演「裁判の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」（仮題）

の [] である、 [] の [] を講師に迎え、裁判の迅速化に係る検証についてこれまでの経緯や上記 [] での議論状況等とともに、今後の裁判所・裁判官に期待することなどについて講演いただく予定である。

(2) 共同研究「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」（仮題）

ア 研究員同士及び研究員と講師との間で、現在の審理期間の現状や長期化要因について分析した上、迅速化に關係する各分野での取組の状況やあい路・改善すべき点、その組織的な対応等について意見交換をして、適正迅速な裁判に向けて取り組むべき課題やその対応等について、分野横断的に検討することを予定している。

イ (1)の [] の [] ([])、[] 、[]
[] 、吉田誠治最高検公判部長、出井直樹弁護士、横井弘明弁護士、[]
[] の 7名を予定) を講師に迎える予定である。

ウ まずは、民刑家の分野ごとにアの点について意見交換等をして、各分野における現在の取組状況や課題を明らかにすることを予定している。

エ ウの後、他分野の議論も踏まえつつ、裁判の適正迅速な裁判のために取り

組むべき課題や問題点、その克服策等について分野横断的に議論することを予定している。

9 傍聴

本研究会のカリキュラムのうち、別添の「配信予定カリキュラム」記載中、①のカリキュラム及び②のカリキュラムのうち全体討議を実施する部分（15時頃～17時頃を予定）は、同時配信により傍聴することができる。

ただし、各庁のテレビ会議機器又はJ・リンクシステム及び会場の予約状況、裁判手続のための利用、傍聴希望者の人数並びに他の事務処理の状況等により、同時配信による傍聴ができない場合がある。

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

日 程 表（案）

月	日	曜	実施内容				
6	20	月	9:50 開始挨拶	10:00 講演 「裁判の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」（仮題）	12:00 [Redacted]	13:00 共同研究 「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」（仮題） [Redacted]	17:00 最高検察庁公判部長 弁護士 弁護士 吉出横 田井井 誠直弘 治樹明 [Redacted]

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

配信予定カリキュラム

月	日	曜	実施内容				
6	20	月	9:50 開始挨拶	10:00 講演 「裁判の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」（仮題）	12:00 [REDACTED]	13:00 共同研究 「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」（仮題） [REDACTED]	17:00

①

※ 全体討議部分（15時頃～17時頃を予定）のみ配信

②※

最高検察庁公判部長
弁護士
弁護士
吉出横
田井井誠弘
治樹明

令和4年5月9日

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）参加者 殿

司法研修所事務局長 一場 康宏

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）について
(事務連絡)

標記の研究会について、下記のとおりお知らせします。

記

1 日程

日程表（案）のとおり

2 研究場所等

6月20日（月）午前9時40分に当研修所別館に集合する。

なお、宿舎を必要とする参加者については、当研修所別館の宿泊棟（なごみ寮）
を用意する。

3 参加者

参加者名簿のとおり

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

日 程 表（案）

月	日	曜	実 施 内 容				
6	20	月	9:50 所長挨拶	10:00 講演 「裁判所の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」（仮題）	12:00 [REDACTED]	13:00 共同研究 「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」（仮題） [REDACTED]	17:00 最高検察庁公判部長 弁護士 弁護士 [REDACTED] 吉出横 田井井誠治樹弘明

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁 等	氏 名	備 考
東京	東京地裁	坂 本 隆	一子 美子
	東京家裁	貝 阿 彌 千 久	絵 美子
	横浜地裁	北 村 崎	子 起 悠
	千葉地裁	宮 伸 桃 由	志 紀 治
	千葉家裁	辻 鈴 梶 木	美 子 行 博
	静岡地裁	宮 和 宮 本	子 一 訓
大阪	大阪地裁	崎 向 落 橋	治 美 子
	大阪家裁	木 川 田 本	子 行 博
	京都家裁	本 宮 泉 矢	一 訓
	神戸地裁	和 宮 泉 矢	治 美 子
名古屋	神戸地裁姫路支	水 舟 岩 澄	之 典 透
	名古屋地裁	舟 岩 澄 福	子 也 隼
広島	富山家裁	岩 澄 福 三	周 紀 敬
	広島高裁松江支	福 三 平 橋	悟 真 慧
	広島家裁	吉 吉 山 草	子 聰
福岡	山口地裁宇部支	口 岡 口 野 納	也 周 紀 敬
	福岡地裁	岡 口 野 納	悟 真 慧
	長崎家裁	野 川 田 井	子 聰
仙台	熊本地裁	川 田 井 田	也 周 紀 敬
	仙台地裁	井 田 本	悟 真 慧
札幌	福島家裁	貫 牧 宇 古	子 聰
	札幌地裁	貫 牧 宇 古	也 周 紀 敬
高松	札幌家裁	滿 德 増 梅	悟 真 慧
	高松家裁		
	徳島地裁		
	高知地裁		

合計 30 人

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

講演「裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望—」

講演録

講 師

[REDACTED]

[REDACTED]

令和4年11月

司法研修所

司法研修所では、令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）を令和4年6月20日に実施した。

本資料は、同日に行われた講演「裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望—」（日程表上の演題：「裁判所の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」）における内容を取りまとめたものである。

目次

【講演】

1 裁判迅速化の議論の経緯	1
(1) 平均審理期間の推移	1
(2) 諸外国の状況（民事第一審）	2
2 司法制度改革審議会の議論	2
(1) 民事裁判の迅速・充実化	2
(2) 刑事裁判の迅速・充実化	5
(3) 家事裁判の迅速・充実化	5
3 裁判迅速化法の制定	6
4 裁判迅速化検証の取組み	8
(1) 第1期（2004－2005年）	8
(2) 第2期（2006－2007年）	9
(3) 第3期（2008－2009年）	9
(4) 第4期（2010－2011年）	10
(5) 第5期（2012－2013年）	10
(6) 第6期以降（2014年－）	11
(7) 総括	13
5 裁判迅速化の課題	15
(1) 社会的要因	15
(2) 手続的課題	16
(3) 態勢的課題	18
6 裁判迅速化の将来展望	19
(1) 将來の状況変化の可能性	19
(2) 裁判迅速化の意義－司法制度改革の初心に立ち返って－	20
【質疑】	26

○司会

皆さんおはようございます。

午前中は「裁判迅速化検証の 20 年—その意義と課題・展望—」というテーマで、[REDACTED]
[REDACTED] の [REDACTED] 先生からご講演を賜ります。[REDACTED] 先生は改めてご紹介するまで
もなく、皆さんご略歴等詳しいかと思いますが、本件の関係で一点申し上げれば、先生は [REDACTED]
[REDACTED] の [REDACTED] を務めておられます。

それでは、どうぞよろしくお願ひいたします。

【講演】

○講師

皆さんおはようございます。

ご紹介にあずかりました [REDACTED] の [REDACTED] です。本日は現場で日夜裁判に取り組まれておられる裁判官の方々を前にお話をさせていただくということを私も大変楽しみにしておりました。
こういうリアルの講演会でお話をさせていただくというのは何年振りということなので、個人的には緊張しておりますけれどもどうぞよろしくお願ひいたします。

お手元のレジュメにそって話をさせていただきたいと思います。全体としては、裁判の迅速化を巡る議論、司法制度改革審議会とか迅速化法の制定、さらに迅速化検証の取組、どういうことが行われてきたのかということを歴史的と言いますが客観的にお話をし、その中で迅速化の課題として挙げられてきた点について簡単に整理し、最後に迅速化の将来展望ということ少し私の主観がまじるかもしれませんけれども、お話をさせていただきたいと思います。最後に質疑応答の時間も設けたいと思っております。少し長い時間になりますけれどもどうぞよろしくお願ひいたします。

1 裁判迅速化の議論の経緯

(1) 平均審理期間の推移

最初に、迅速化の議論の経緯ということで、迅速化の議論が始まる頃までの日本の裁判の平均審理期間の推移、諸外国の状況というのを挙げております。

民事について言うと、1970 年代に審理期間が非常に長期化していたわけです。1979 年の時点、もう少しピークの頃からは短縮していた時期だと思いますが、それでも平均審理期間が約 14 月です。この平均審理期間というのは欠席判決なども含んだ全ての平均審理期間ですから、

それで一年以上かかっていたわけです。

それが 2004 年の迅速化検証が始まる頃には既に 8 月ということになっていて、この間ほぼ一貫して短縮し、全体としては 40%強、ピークの頃に比べればもう半分以下の審理期間になっていたということが言えようかと思います。

人証調べ事件よりも複雑な事件に限っても同様の傾向で 1979 年が 25 月、平均 2 年以上かかっていたというのが 2004 年には 18 月、一年半ぐらいになっていたということで、30%ぐらいの短縮になっているということだと思います。

また、刑事についてもやはりピークだった 1970 年代前半に平均審理期間が 6.6 月だったのが 2004 年の時点では 3.2 月ということではほぼ半減していたということです。長期係属実人員数も 1973 年の 5050 人をピークに 1995 年には 383 人ということで一割以下まで減っていたということです。

総じて言えば、1970 年代に訴訟の長期化が非常に問題になり、ピークに達したわけですが、その後裁判所はじめ各機関の努力のもとに徐々に迅速化が進んでいっていたという状況にあつたと言えるかと思います。

(2) 諸外国の状況（民事第一審）

諸外国の状況を見ても、これは民事第一審の統計でありますけれども、フランス・ドイツ・アメリカの統計で、それぞれその国の方裁判所、日本の地方裁判所にあたるところの統計が示されているところでありますけれども、この 2004 年の時期を見ていただくと、フランスだと 9.6 月、ドイツで 7.2 月、アメリカで 8.5 月となっております。日本では先ほど見たように 8 月ぐらいだったわけですので、そんなに変わらない。フランスに比べればやや速いかなど、ドイツに比べればやや遅いかなど、アメリカと同じぐらいかなということで世界的に見ても平均的なところといいますか、特段遅延しているということはなかった。

証拠調べ事件、これはなかなか客観的に比べるデータがないようですけれども、例えばイギリスでトライアルが申し込まれた事件を見ると 22.4 月、アメリカでトライアルを経た事件、連邦地裁の事件が 22.6 月、日本で人証調べを経た事件は 2004 年で 18 月だったわけですから、これも際立って遅いというわけではないということです。諸外国と比べても、日本の訴訟が顕著に遅いわけではないということであったかと思います。

2 司法制度改革審議会の議論

(1) 民事裁判の迅速・充実化

その中で、司法制度改革審議会の議論でこの裁判の迅速化が取り上げられることになりました。これが裁判の迅速化法、そしてその後の迅速化検証につながっていくわけですけれども、この司法制度改革審議会の最終意見書の中では民事と刑事それぞれについて裁判の充実・迅速化ということが述べられております。

民事裁判の充実・迅速化という点においては、審理期間の目標が設定されているという点が非常に大きな特徴だと思います。つまり、民事訴訟事件の審理期間を概ね半減することを目標とするということが書かれているわけです。ここで対象とされている民事訴訟事件が何を意味するかですけれども、それは証人尋問など人証調べを行った事件、これを民事訴訟事件と捉えてその平均審理期間を概ね半減することが目標とされております。

1999年にはこの人証調べ事件の平均審理期間は20.5月だったわけで、これがこの意見書の基礎になっているわけですが、この20.5月を概ね半減する、つまり、それを10月程度に短縮することが司法制度改革審議会の意見書の設定した目標ということになります。これが提出された時には率直に言って私は結構驚きました。それまでも現行民事訴訟法を制定する過程、その前の審理改善運動が行われ、先ほど言いましたようにそれが統計的に表れていますけれども、それなりに審理期間が短縮してきたというイメージを私は持っていました。それをさらに半分にするという目標だったのです。これは先ほど見たように大体20数年かけて民事訴訟の審理期間は大体半分ぐらいになってきた、平均審理期間が半分になってきたわけですが、それをさらに半分にするという目標に私は驚いたということです。

この目標が設定された意義と言いますかその理由について、レジュメに記載された本(『司法制度改革』・有斐閣)、これは佐藤幸司先生、竹下守夫先生、井上正仁先生という司法制度改革審議会に携わった研究者3名が鼎談をしている書物ですけれども、そこでこの提案の中心であったと考えられる民事分野の委員、そして司法制度改革審議会の会長代理として議論を進められたとみられる竹下守夫先生が次のように述べているわけです。「時間がかかりすぎるということが一般の国民から見ると司法制度を利用する障害になる。これを何とか迅速化を図らなければ21世紀の日本の社会における司法の役割を果たせない。」ということが書かれております。

これを見たときにも私は率直に言って非常に驚きました。竹下先生は、ご存知の方はもう少ないのでないかと思いますけれども、私から見て非常に慎重な方で、研究手法もそうですし、日頃のご発言等も非常に慎重な方なのです。そのような竹下先生のご発言として、「ここで迅速化を図らなければ21世紀の日本社会における司法の役割を果たせない」ということに、私は非常に重いものを感じました。そうなんだ、と感じたことを今でも覚えています。

その竹下先生は何年か前にお亡くなりになられたわけですが、ご生前に私は司法制度改革審議会の議論についてお伺いする機会があり、その時にこのご発言をお伺いしたことがありました。竹下先生は、現行民事訴訟の制定について、一般の訴訟については非常に良い改革であった、弁論準備手続を設け、争点整理をしっかりとし、それについて争点中心審理をするとしている、この改正の構造は良いものであったし、十分成果が出ているのではないかという評価だったわけですが、ただやはり不十分な点として、専門訴訟の改革が十分にはできなかった、それから、政策形成訴訟についても、やはり現行民事訴訟法制定の段階では十分な改革ができないかったという想いを強く持たれていたようでありまして、司法制度改革においてそういう専門訴訟とか政策形成訴訟のようなものについても改革をしていくべきではないかと思われていたということがあったようです。

実際、司法制度改革審議会の意見書を踏まえて、法制審議会では平成15年に民事訴訟法の改正に向けた答申を行ったわけですけれども、そこで中心的対象とされたのはいわゆる専門訴訟であったわけです。専門委員を導入する、あるいは証拠収集手続を改革する、主として専門訴訟を念頭に置いた改革が行われたということあります。ただそれだけであれば、刑事と同じように、刑事については後程お話しますが、基本的に通常の訴訟について問題はないかもしれないが、特に重大な事件について審理が長期化していて、そこが問題であるという課題設定であろうと思うのですけれども、民事も通常の訴訟は問題ないけれども、こういう専門的な訴訟、困難訴訟に焦点を絞ったような形で報告がされるということも考えられたのではないかと思うのです。けれども、竹下先生としてはやはり前段に書いた時間がかかりすぎることが一般の国民から見ると障害になっている、「一般の国民」という観点を司法制度改革審議会の議論を通して非常に強く感じられたということを言われていたことが、非常に印象的でした。

司法制度改革審議会というのは13名の委員のうち過半数が法律家以外の方が委員でした。法律専門家は6名で研究者が3名、元裁判官、検察官、弁護士が各1名入られていて、残りの7名は法律専門家以外、どちらかと言えば制度のユーザー側の委員で構成されていたわけです。その委員で議論をするうちに、あるいはそれ以外の方からヒアリングをする中で、やはりこの審理期間、民事訴訟が非常に時間がかかっているという意見が強く主張されて、その中で竹下先生ご自身もやはりこのままではいけないのではないかという思いを非常に強くされたということを言われておりました。そういう想いの中で審理期間の半減ということを言われたのではないかということで、これは最後でお話する民事訴訟の利用者調査、やはりユーザーの声を聞かなければいけないということで、竹下先生の強いご指導の下で、この利用者調査が始まられて、

それを他の研究者が引き継いで現在まで至っているわけですけれども、その利用者調査の声の中でもやはりそれが裏付けられているのではないかと私自身は思っております。

いずれにしろこのような審理期間の半減というかなり大胆な目標が設定され、その具体的な対応策として、計画審理の推進、証拠収集手続の拡充、人的基盤の拡充等が提言された。その制度改正については先ほど申し上げた平成 15 年の民事訴訟法改正で実現されているという状況にあろうかと思います。

(2) 刑事裁判の迅速・充実化

他方、刑事裁判については、民事のような一般的な目標の設定はされていません。先ほど申し上げたように刑事裁判の実情は、通常事件については概ね迅速に審理がなされているものの、国民が注目する特異、重大な事件では、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくなく、こうした刑事裁判の遅延は国民の刑事司法全体に対する信頼を傷つける一因にもなっていることから、刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策を検討する必要がある、とされました。

長期化している一部の事件、これをなんとかしないと、そういう事件が国民の注目を浴び、マスコミで報道されるところがありますので、それが国民の刑事司法に対するイメージをある種決定付けるところがあって、それによって司法に対する国民の信頼が傷つけられているのではないか、そこをなんとかしようということで、集中審理を行う、すなわち、当事者の十分な事前準備を前提に、裁判所の適切な訴訟指揮の下で争点中心主義に基づく効率的かつ効果的な公判審理の実現を図るという基本的な方向性のもと、具体的には新たな準備手続、連日開廷の確保、公判の活性化、弁護体制の整備等々が提言されたということです。

ただ、刑事司法については、ご承知のように、このとき同時に裁判員裁判を導入するという極めて大きな改革の提言がなされたわけでありまして、当然それがどのような手続、審理になっていくかということはこの段階において明確に見通しをつけることは難しかったのだろうと思われます。それを踏まえてこの提言をどのように活かしていくかということが問題になるとということであったかと思います。

(3) 家事裁判の迅速・充実化

他方、家事裁判についてはこの報告書では言及がありません。これについては事情があるのだろうと思います。一つは、家庭裁判所の改革としておそらく最大のものは人事訴訟を家庭裁判所に移管するという何十年来の課題をここで解決したわけで、当然のことながら人事訴訟を家裁に移管した後の家裁の審理手続がどのようにしていくかということ、人的な態勢も含め

て、それがどのような形になっていくかということはこの段階ではなかなか予測は難しかったこともあるうかと思います。

また家事裁判の審理期間とかスピードをどうすべきかということについては、それまでは明確な議論が行われてこなかった、行えていなかったということもあったのではないかと思います。この後でもありますように、民事や刑事も当然そうですけれども、早ければよいというものではないわけですが、特に家事事件についてはそれをどのように捉えるかということについて必ずしも共通の認識、枠組みが従来なかったということがあつたのではないか、その結果、家事については明確な提言に至らなかつたのではないかという気がします。

いずれにしましても、以上のような議論を受けて裁判迅速化法(裁判の迅速化に関する法律)が制定されたということになります。

3 裁判迅速化法の制定

迅速化法の目的、この法律の1条においては、司法に求められる役割を十全に果たす、国民の要請に応えることで、国民の期待にこたえる司法制度の実現に資するということを目的にしているわけです。この辺りは先ほど竹下先生の問題意識と基本的にパラレルな形で目的規定が作られているということかと思いますが、ただ司法制度改革審議会の意見書と異なる大きな点はその目標について、第一審訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間内に終わらせる、その他の手続は、それぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内に終局するということが書かれているわけですが、先ほどの審理期間の半減目標は法律では採用されなかつたということです。

ここについては色々な議論が行われたものと承知をしていますけれども、一方でこの半減目標は私も直感的にそう思ったわけですが、やはりかなり大胆な目標で、その実現可能性という観点を考えるとそれはなかなか難しいところがあると思いますし、他方で、やはり先程申し上げたとおり司法制度改革審議会は委員の半分以上が法律家以外の方だったわけですけれども、それを具体化していく議論の中ではやはりどうしても法律家が中心になって議論をしていくと、一般の方の意見というものがなかなか通りにくくなると言いますか、そのとおりにならなくなっていくという過程も反映しているのかなと思います。

その他の部分でも、例えば先ほど平成15年の民事訴訟法改正で審理計画、計画審理が導入されたと申し上げましたけれども、実は司法制度改革審議会の意見書では全ての事件でこの審理計画を立てることを原則とすべきだと書かれておりました。全ての事件で計画を立てて審理を進めていくことが想定されていたと思われるわけですけれども、法制審議会の議論においては、

全ての事件ではなく複雑な事件に限定する形で、この専門訴訟の枠組みの中で、複雑な事件に限定する形で審理計画を定めるという形に変わっていったわけです。

通常の事件については、審理計画ではなく、計画的な審理と言われるもの導入するということになって、現行法はそういう審理計画と計画的審理という二段階的な形になっているということです。これは司法制度改革審議会の意見書から見ると微修正のようにも思えますけれども、かなり大きな事柄、私自身も当時必ずしもそれを明確に意識していたかというと自分の不明を恥じるところですけれども、実はかなり大きなものだったのではないかと思います。つまり、全ての事件で明確な審理計画を立てることと、複雑な、ほんの一握りの事件でそういう審理計画を立てなさい、残りの事件は基本的に計画的にやりましょうということとでは実際上大きな違いがあったのではないかと思います。これもやはり専門家、法制審議会はほぼ専門家の集まりなわけですが、そこで議論する中で必ずしも全部の事件に計画を立てる必要はないのではないか、分かりきっている事件でわざわざ計画を明確に立てる必要はなく、そこは計画的に大体これぐらいでこういう順番でやっていきましょうということはみんなわかっているのではないか、本当に複雑な事件で先行きが見通せないような事件で計画を立てて審理をしていけばそれで足りるという議論になり、私も聞いていて確かにそうだなと思ったわけです。しかし、今振り返ってみるとそれでよかったのだろうかと個人的には思っています。分かりきった事件であれば計画を立てやすいと言うのであれば計画を立てれば良いだけではないかという素的な発想からすればそういう気もするわけです。

ただ、いずれにしろこの迅速化法では、「2年以内のできるだけ短い期間内に」という言葉が入って、民事訴訟については一応2年という具体的な目標設定が行われた。そして、それに向けて国等の責務、あるいは裁判所、当事者、代理人等の責務が規定されたのですが、迅速化法の非常に大きな点はこの基盤整備法としての性格を持った法律であるということです。つまり、迅速化の目標のため、充実した手続を実施すること、並びにこれを支える制度及び態勢の整備を図ることです。迅速化法は、そのために裁判所における手続の整備、法曹人口、裁判所、検察庁、さらに弁護士の人的態勢整備を図っていく、そういう態勢整備をしていく基盤を整えるための法律であるという位置付けがされているということです。要するに、現状の手持ちの勢力でとにかく頑張りなさいということではなく、やってみてできないのであればどこに問題があるのか、制度的な問題なのか人的な問題なのか、物理的な問題なのか、それを明確にしてそこに手当てをしていき、それで最終的にこの2年以内のできるだけ短い期間内に、という目標を達成していこう、そのための基盤を整えるのだとしたわけです。闇雲に頑張れ、頑張

れ、裁判官、弁護士頑張れということではないのだということを示したものであったという意味で、非常に大きな法律だったのではないかと思われるわけです。そして、その基盤を整えるためのエビデンスを評価するのがこの迅速化検証という位置付けだったわけです。2年ごとに迅速化検証を行って2年ごとにその結果を公表し、それを国の政策の策定・実施に当たって適切に活用していくことが法律で規定されたということです。

この迅速化検証は当初10年間が想定されていました。最初の法律の附則で2年ごとに公表するとしていたわけだから、検証・報告は5回行うことが前提になっていたということです。

当時最高裁の審議官であった小池さんに言われて今でも覚えてていることは、「先生、とにかく10年間裁判官・裁判所を見守ってください」と言われました。分かりましたと言つてもう20年近く経つていて、10年ではなかったのと思わなくはないのですけれど、当初は法律上でそういうことだったわけです。10年、5回行うと。

しかし、その後、司法制度改革についての見直しを図るということで、法務省の中に、裁判の迅速化法に関する検討会が設けられまして、その検討会の中で、この迅速化検証は非常に有意義で、期間を制限せずにこれからも引き続きやっていくべきだといった意見がでて、こういう形で事実、エビデンスを検証しながら検討をしていくことが必要だということで、現在は期間の限定は無くなっていて、どれだけ続くのかわかりませんが、続いていくという形になっているということです。

4 裁判迅速化検証の取組み

(1) 第1期(2004-2005年)

それでは、裁判の迅速化検証はどのように行われてきたのかということで、歴史をたどって見たいと思いますけれども、

第1期の最初にどのような議論がされたかということは必ずしも十分承知をしていないわけです。最初はそもそもこの検証に必要な統計データがどういうものか、あるいはどのように収集するのかという議論から開始されたということ、民事事件については一定のサンプル調査、具体例についてのサンプル調査等も行われたということです。

私が色々伺ったところによると、最初は、やはりなかなか厳しいせめぎ合いみたいなものがあったと伺っています。この迅速化というのは後でもお話ししますように、従来はタブーとまでは言わないけれども、それは拙速な審理につながり、充実した適正な裁判を害するものであるという一種のイデオロギー的な批判みたいなものが強くあって、そういう中で裁判所、検

察序、弁護士会である種の共通的な方向性を見出していくことはなかなか大変な作業で、どういう形でこの作業を行っていくかということはかなり難しいものだったと伺っています。

██████████ 検証を始めて一年ぐらいが経った、議論が始まって一年ぐらい経った頃でして、その時点ではかなりの程度そういうコンセンサスというか、共通認識ができていて、この検証作業、先ほど申し上げた基盤整備法としての迅速化法というものを基礎にしながら、それに必要な基礎的データを整えていくということで基本的なコンセンサスができていたのではないかと思います。そのような共通認識を受けて民事、刑事それぞれについて、まずは統計データの分析作業が行われることになったということだと思います。

(2) 第2期（2006-2007年）

第2期についてもそれを継承して、海外調査等も行われ、その分析が行われた上、第一審だけではなくて控訴審の審理期間の分析も行われました。そして、審理期間が長期化している要因についてのそれぞれの仮説の検証という作業が本格的にこの第2期の段階で行われることになったということです。

(3) 第3期（2008-2009年）

第3期に入りますと、検証方法として弁護士会、裁判所の現場の方々のヒアリングも開始されることになりました。記憶では、第2期の段階から裁判官からいろいろとお話を伺うということはしていたように思いますが、第3期からは、より本格的に、しかも弁護士会のヒアリングも行うようになりました。これは当時の弁護士会推薦の委員の方々の大変なご尽力があったと伺っております。弁護士会のこの作業に対する協力の在り方については恐らく弁護士会でいろいろな議論があったのだろうと思いますけれども、弁護士会と裁判所の両方からヒアリングすることができるということは、今でもそういうことを行っているわけですが、これは非常に画期的なことであったかと思います。

特に我々研究者からすると非常に楽しみと言いますか、お話を伺うと、裁判所から聞く話と弁護士会から聞く話は微妙に、時には大幅に違う。これは非常に面白いところで、民事で言えば、例えば裁判所は心証開示しています、ずっとやっていますと言う。しかし、弁護士から聞くと、心証開示なんかされたことはありませんという話が出てくるわけです。

我々としては大変興味深い話で、その認識の齟齬がどこから出てくるのか、それが話を聞く人によるのか、それぞれヒアリングには相当な方を選んでこられているわけでしょうから必ずしも全体像にそれが反映しているのかといった見方もあるかもしれませんし、そういうことを色々考え、懇親会でいろいろ話を伺うことが我々の非常に大きな楽しみで、最近コロナででき

ていないけれども、これはその地における裁判、司法の現実の在り方について立体的に認識できるという意味で非常に大きなメリットだったのではないかと思っているところです。

それから統計的な点から言うと、この時期にやはり過払金返還請求事件が急増して、その影響を統計データから取り除くための措置ということをしたわけです。これはなかなか難しい作業であったわけです。過払金という事件類型が特定されているわけではないので、それをどのような形で統計から除くかということが難しいわけですが、一応それを取り除くような措置を行って、これは結局第8期まで継続して、今報告書が公開されている最新の期でデータ修正をやめることにしたわけですけれども、非常に長期にわたって過払金返還請求事件の民事司法に対する影響が続いたということで統計的な処理を行いました。

それからこの第3期で新たに家事事件についての検討を始めたということで、当初は、特に長期化が問題になっていた遺産分割を中心に行ったわけですけれども、家事事件についても検証を行うことにしたということです。

民事・刑事の一般については、この第3期である程度長期化要因というものを特定して、民事については特に訴訟一般の長期化要因と個別事件類型、いわゆる専門訴訟の事件類型ごとの長期化要因を分析して、ある程度長期化の要因を特定していくという作業がほぼ完成に近づいてきたのが第3期だったのではないかと思います。

(4) 第4期（2010-2011年）

第4期はそのような長期化要因を受け、それに対応する施策を提言する施策編という別冊を出したことが非常に大きな特徴であったと思います。

中身を読んでいただくと分かるのですが、最高裁判所が出す書物にしては非常に大胆な様々な施策が提言されています。これは民事訴訟一般と個別の事件類型、さらには裁判所、弁護士の執務体制等にまで及ぶ形で、考えられる姿の提言が行われています。また、刑事については公判前整理、あるいは裁判員裁判の分析がされています。裁判員裁判が開始された時期になるので、その分析に重点が置かれています。さらに、上告事件、最高裁の審理期間についても分析が開始されていることが特徴です。

(5) 第5期（2012-2013年）

その後、第5期ですが、これが先ほど申し上げたように、当初想定されていた最後のまとめの予定だった時期に当たります。しかも、これは私が見たところ最もユニークなものになっているわけですが、それはその検証方法です。裁判手続内に留めず手続外の社会的な要因まで視野を広げる形で審理期間の分析が行われています。

第4期までの分析の中で、裁判所の中、あるいは裁判官、弁護士という法曹の中だけではやはり完結しない、審理期間に影響を与えるさまざまな問題があるのではないかということが隨時指摘されてきたことを受け、裁判所を出て、その外の状況もやはり検証してみたらどうかということが言われ、そういうことが行われたわけです。

高齢化問題に対する実情調査、そういうことに知見がある方についてのヒアリングを行ったり、ADR、裁判外の紛争解決手続についての実情調査を行ったり、さらには僻地、離島の実情調査なども行いました。よく覚えているのはある離島に実情調査にうかがったときに、裁判所にも行きましたけれども、市役所、消費生活センター等に行ってお話を聞くことをしました。非常に衝撃的だったのは、市役所とかに行くと市民からの相談は大変多い、しかもその中に法律的な問題を含む相談も非常に多いということとして、法律相談をすると本当に一般の人が来てなかなか捌ききれない、当時その県の大学の法科大学院の人が年に何回かその島に来て、リーガルクリニックという法律相談のようなことをしていて、そういうところには本当に人がいっぱい来る、こういうことを伺ったわけです。ところが、裁判所に行くと事件はあまりないというお話を伺い、当時我々の中で流行った言葉として、「事件が蒸発している」と言っていました。市役所とかまでは事件がいっぱい来ている、そういう意味では社会の中には法律問題はかなりありそうだけれども、これが裁判所に来ないでどこかで蒸発して消えてしまっているという印象を強く抱きました。当時その島は弁護士が一人もおられない状況で、認定司法書士が二人か3人おられるというような状況だったと思いますけれども、やはり裁判所になかなか事件がつながっていかないというところが非常に見られる。それが一体どういうことかということを我々委員の中でも活発に議論をしたことをよく覚えています。

そのような、いろいろな形での裁判所外の検証をし、ここでは潜在的な紛争が存在するのか、どの程度存在するのか、潜在的な紛争を顕在化させる要因がどこにあって、そうした要因が今後どのように変化するだろうか、という議論を、従来の司法統計を中心とした分析から離れて議論していたことになります。

これで一応迅速化検証としては一段落ということになったはずでした。迅速化検証報告書の表紙の写真を見ていただくと分かるかと思いますが、表紙の写真は最初のときは植物の芽が出ているわけです。その芽が花に変わり、花が実に変わり、実が収穫された写真になっており、最後第5期では新しい花が咲いているといったものとなっていて、一応一巡したのだ、一段落したのだということが表紙の写真で表されているということだと思います。

(6) 第6期以降（2014年-）

しかし、先ほどお話したように5期、10年では終わりにはならず、やはり続けるべきだということになりました。そこで、第6期以降どのような形で検証するかということだったわけですが、基本的にはこれまでの検証結果で一段落と言いますか一つの完成したものとして、それをフォローアップしていくを中心としよう、そのフォローアップの仕方としては統計データの分析と裁判所、弁護士会、検察庁の実情調査、これを二本立てでやっていこうということになったわけです。それぞれ民事、刑事、家事、焦点を絞ってフォローアップしていくということになりました。

民事においては、争点整理が中心です。ここは弁論準備手続を含めてそこに時間がかかるといふことはもう明らかでしたので、その争点整理を適正かつ迅速に進めるための認識共有の在り方をどのようにしていくか。それから、合議体の活用ということも一つの論点としてずっと議論されています。これは統計を見て私は驚いたのですが、審理期間2年超の既済事件の単独・合議の割合ですが、2年超事件についての単独率というのが7割を超えていました。そういう審理期間が2年を超えているような事件は当然複雑困難な事件であろうことが想定されるわけですが、それでもその7割が単独で、合議は3割なかった。その後裁判所が色々な取組をされて合議事件は徐々に増えていったわけですが、最近の統計でも単独率は大体65~66%になっています。依然としてやはり審理期間が2年を超えている事件でも2/3の事件は単独です。合議事件は1/3にすぎないという形になります。もちろん2年超の事件と言っても色々なものがあると思います。そんなに難しくないけれど途中で色々な事情で審理が止まってしまって、今の司法統計では残念ながら、当事者などの責任で止まっている期間を差し引くという統計処理が行われておりませんので、別に裁判所の責任ではなく審理期間が2年を超えている事件も一定数あると思います。色々な要因があると思いますが、ただそれにしてもやはりこの割合は私個人にとっては驚きました。この合議体をどのように活用するべきかということはフォローアップ作業の中でも非常に議論がされているところです。

そして、第10期、つまり現在行われている検証作業の中では裁判のIT化の影響も正面から取り上げられることになってきております。

それから家事においては、調停における裁判官関与、いわゆる評議の充実といった問題、それから、調停不成立後の審判、人事訴訟との関係、広く言えば調停と審判・訴訟をどのように相互に関連付けて全体としての審理期間を合理的なものにしていくかということです。こうしたことがフォローアップ検証の中心的な課題として取り上げられているところです。

刑事については、従来は統計分析を中心に行っておりまして、いわゆる実情調査は行ってい

ませんでした。これは裁判員裁判、公判前整理手続と、非常に大きな制度改革があったので、その制度改革をとりあえず見守るということで統計的な観点を中心として行ってきたわけですが、いよいよ第8期、2018～19年の段階から実情調査も行われるようになりました。

刑事ですから当然裁判所、弁護士会に加えて検察庁にもヒアリングを行うことになっていました。民事とか家事は大体午後いっぱい裁判所と弁護士から話を聞くのですが、検察庁が入りますので刑事の場合は丸一日かけてヒアリングを行うということです。私は、刑事は大学の法学部で刑事訴訟法の授業を開いたことを思い出し、当たり前ですけれども、全然違うなと思ってお話を聞いているわけですが、公判前整理手続の長期化要因というのがやはり刑事の中で問題になっているようで、それについてのお話を伺っています。8期、9期、今度で10期ですからようやく3回目ぐらいになるわけですが、私の印象では民事とか家事に比べれば、まだ手探り状態で進めているということになるかと思います。

また第9期、つまりこの前の期はやはり新型コロナが大きな問題になって、当然これは審理期間にも大きな影響を与えることが予測され、現実にも与えたわけですが、その影響に対する裁判所の対応も独立した分析の対象となりました。

実情調査もオンライン化して第9期は実情調査と言いながら、現地には一度も行けずに全てオンラインで調査を行うことになりました。オンラインというところで、調査自体はそれで全く問題なく行えたと思いますけれども、個人的にはやはりその後の懇親会が無いというのが非常に残念で、やはり懇親会でそこでいろいろ本音のお話が伺えて、それによって現地の実情の雰囲気みたいなものを非常に感じられるのが我々としては大きかったわけですけれども、それがなかったということは非常に残念な状況がありました。この点は、今期から少しづつ回復して、先日は地方の家裁に伺って、三、四年ぶりぐらいに現地に行って、リアルで調査をすることができました。残念ながらまだ懇親会は復活できていませんけれども、早くコロナが収めれば良いなと思います。

(7) 総括

以上を総括しますと、やはり第一に言えるのは司法の分野において史上初めて組織的、網羅的な形で統計分析が行われ、いわゆるエビデンスベースドポリシーメイキング（EBPM）と言われるものが司法分野において初めてその基盤が形成されたという意味で画期的なことであったと思われるわけです。

従来は法制審議会の議論などでもどちらかと言えば印象論の域を出ない形で、それに基づいて実際の制度が決められていくところがやはりどうしても否定できなかった。それを統計的な

形で確実なものとしてベースにできるということは非常に大きなことであったと思っています。

10年を超えてさらにこの作業を継続していくべきだということになったのは、やはりその意義が一般に認識されているということだと思います。

それから検証対象及び検証方法についても徐々に拡大進展してきたところがあります。

先ほど言いましたように最初は第一審に限定していたわけですが、控訴審、家事事件、上告審、さらに社会的な要因と、どんどん拡大をしていくって審理期間に関わるものをまさに網羅的な形で検証するものになっていったということがありますし、検証方法についても統計だけではなく、先ほど申し上げたような実情調査が行われることによって、具体的な審理の在り方が浮き彫りになっていくということがあったと思います。

ただ刑事については、なかなかこの分析の困難さがあります。それは、刑事に対する検証の枠組みとも関連します。つまり、刑事では一般的な事件はあまり問題ではなく、特異な事件について問題だという設定がされました。そうするとどうしても検証対象もその特異な事件を対象にするということになり、どんどん個別事件の話になっていかざるを得ないところがあるわけです。当然のことながらこの検証の目的として、個別事件を取り上げる、個別事件で誰がどうしたとか誰が悪かったとかそういう話をするわけではなくて、一般的な形での手続の在り方を考えるわけですが、ただ刑事はそこのバランスが非常に難しいところがあったと思います。

そういう意味で現在は先ほど申し上げたように刑事についても実情調査が行われるようになってきているわけですけれども、そういう個別の事件の良い悪いとかという話が入らないように、どのように問題点を捉えていくかという作業を今手探りで行っているというところかと思います。

さらに、第4期については施策の提言も行われたということをお話しました。部分的にはそれが実現の方向に至っているということで、つい先ほど成立しましたIT化に関する民事訴訟法の改正の中でもいわゆる法定審理期間訴訟手続と言われる、当事者の同意の下に6か月で審理を行うという制度が導入されました。それは、この提言の中で論じられている、いわゆるファーストトラックというようなものを部分的な形ではありますが導入したものといえると思います。また、当事者は準備書面の設定期間を超過した場合に、説明義務を課される制度、その理由、なぜ遅れたのかを説明しなければならないという規定も設けられております。これも、その施策の中でやはり準備書面がなかなか期限どおり提出されないということが審理を進める上で一つのハードルになっているというご指摘があり、それに対する施策が提言されていたわけですが、それを部分的に実現したという評価ができるかと思います。

5 裁判迅速化の課題

以上のように、この裁判迅速化検証は全体として極めて画期的な営みであり、また大きな成果を上げてきたのではないかと思われるところですが、それを受け迅速化の課題、そしてその将来の展望というところに入りたいと思います。迅速化の課題、これは報告書のいろいろなところに記載されているものを基本的には私の見方で整理したものでありますけれども、本当にいろいろなものがあるということです。

(1) 社会的要因

社会的要因としては、司法に期待される役割をどのように捉えるかという、非常に大きな視点がますあります。ADRのような裁判外の紛争解決手続、あるいは保険制度等が取り上げられましたが、そうしたものとの役割分担、要するに紛争を裁判の外で解決、あるいは未然に防止するといったことと裁判に期待される役割はどういうものかということです。これによって当然その裁判に求められるスピードも変わってくるだろう。端的に言えば、非常に簡単な事件で、従来裁判所に来ていたものは裁判の外で解決される、あるいは、紛争にそもそもならずして予防されるということになれば必然的に裁判所にくる事件は難しい事件、解決が困難な事件に限定されていくことになる。そうするとそれを今までと同じ審理期間で解決することはどうしても難しくなっていくという因果関係、恐らくそれは現実にもある程度表れているのではないかと思いますけれども、そういう中で裁判に求められる迅速化、審理期間がどのようなものかということを議論していく必要があるだろうと思います。

民事においては、金銭その他損害賠償事件と言われるような、要するに統計的にどこにも振り分けられないような事件、定型化することもなかなか困難な事件というものをどういうふうに合理的な期間内に解決していくのかというのが大きな課題になっている可能性がある。現実にそういうことになってきているのではないかと思います。

刑事の分野においては、やはり証拠の大量化と事件の内容が大きく変化しているのではないか。それはなかなか法曹三者の努力の中では解決が難しい。客観的な与えられた条件が変わっていく中で、そこで迅速化を求めていくにはどういう対応をしていけばよいのかということが課題になるのではないかと言われています。

さらに、法曹人口が増大してきて、当事者の権利意識が高まる中で紛争事案というのが潜在的に見れば増加していく可能性があるのではないかということ。これは以前から指摘されていくことと言えば指摘されていることで、法曹人口が増えれば訴訟事件が増えるというのはかつ

て外国の統計とかを調べてみたことがあるのですが、大体どこでもそうなのです。法曹人口が増えれば、最初はそれに応じて事件は増えないのですが、何年か遅れて必ず事件が増えていきます。これは弁護士というのも職業ですから食べていかなければいけないので、その活動の主たる分野が訴訟・裁判の分野であるとすれば、弁護士が増えていけば事件が増えていくことはある意味では自然なことである。これは事件を掘り起こしていると見ると事件を作っていると見るとそれは色々な見方がありますけれども、しかし増えていくこと自体は当然そうなのだろうと思われるわけです。しかし、日本はずっとそれが潜在化していて、将来増えるのではないかと私もあちこちでそのように言った記憶がありますけれども、増えるのではないかと言われながら、現実には民事に関して言えば、事件数は増えていない。過払金返還請求事件はもちろん例外ですけれども、これを除けば増えていない。むしろ若干減るという、この平成 30 年あまりを通して見たところそういう傾向にあるということになっています。これをどういうふうに見るかということも一つ問題だと思います。

当事者の権利意識の高まりということはずっとと言われていて、今年はご存知のように調停制度百周年というのがあるわけで、それで何か色々座談会などをする関係で昔の資料等を調べてみたら、調停制度 50 年の時、1970 年代に民事調停法などが改正されているのですが、その中の主たる要因として当事者の権利意識の高まりということが言われているわけです。

この半世紀とかもっとその前から何十年にわたって権利意識の高まりということが言われているということだと思います。徐々に高まっているということかもしれませんけれども。しかし、それに応じて訴訟事件数が増加しているかというと必ずしも増加していないわけなので、こういったことをどのように考えるのかということが一つ大きな、この辺りが我々というか法社会学者とかそういう人たちの課題なのかもしれませんけれども、一つ大きな観点としてはあるかなと思っています。

(2) 手続的課題

もう少し裁判所の中に入った手続的な課題としては、本当に色々なことがこの報告書の中で言られているところであり、民事で言えばとりわけやはり争点整理の在り方というのがこの審理期間という観点から見れば大きな中心的課題になるということだと思います。結局審理期間という観点から見れば、期日の回数と間隔、数学的に言えばその期日の回数に間隔を掛けたものが審理期間になるわけですから、審理期間を短縮するということは、結局、回数を減らすか間隔を短くするかどっちか、あるいは両方ということになるわけです。

それぞれに問題があるのだろうと思います。平均期日回数、争点整理、弁論準備の期日の回

数というのは七、八回になっているわけですけれども、何年か前に中国に行って争点整理の話をしたときに、中国の人がやはり一番驚いており、一番聞きたがっていたのは、なぜ七、八回も争点整理をやるのですか、そんなにやらないと争点整理はできないものなのでしょうかということで、その点を聞かれてなかなか答えに窮したことがありました。

この回数の問題、そこにある様々な要素、当事者側の事情、裁判所側の事情、色々な要素があるということは間違いない、いろいろなことが指摘されているわけです。しかし、本当にそれだけの回数がなければできないのか、もちろんこの争点整理と言われる中には和解も入って、統計上なかなか区別できないので、和解の期日も入っていますからそれも含めてのことですけれども、それだけの回数が本当に必要なのかどうか。

期日間隔の問題、これも昔に比べればかなり短くなっていて、先ほど申し上げたこの20年、30年間に平均審理期間が半分ぐらいになっている。その主要な要素は期日間隔が短くなっているということが大きいわけです。それでも1ヶ月、平均で1ヶ月強というような期間が本当に妥当な感覚なのだろうかという問題提起で、これはどちらかと言えば法律家以外の方から、本当に1ヶ月設ける必要があるのでしょうかという疑問が提示されることがあります。

その他やはり証拠収集の在り方、証拠収集が難しくなることによって期日の準備が困難になっている。あるいは、専門的な知見、これは専門訴訟を中心としてやはり準備・審理を妨げる面があるということ。計画的な審理は必ずしも十分ではないのではないか、本人訴訟の問題等々。こうしたような問題がこれまで提起されていて、必ずしもこの辺りの点というのは制度的にもあるいは運用的にも十分な解決というのはされないまま推移してきているということになるのではないかと思います。

家事事件について言えば、当初先ほど申し上げた遺産分割に的を絞って分析がされていて、遺産分割事件特有の様々な問題、前提問題・付随問題ですね、相続人の範囲とか遺産の範囲を確定する問題とか、当事者多数、物件多数の事案、あるいは特別受益・寄与分が主張されることによる審理の困難、あるいは当事者間の感情的な対立等々そういうことが指摘されたところです。

これについては必ずしもそれを目的とした改正ではなかったわけですが、相続法が改正され、あるいは最近では所有者不明土地問題に関してやはり民法が改正され、遺産分割について対応されるということで将来的には少しずつ解決されていくのかもしれません。改正の目的は所有者不明土地を少なくするということだったかもしれません、結果として遺産分割を早めることになると、その遺産に関わる当事者というものが少なくなるということが期待できますし、

あるいは遺留分についても相続法の改正で遺留分が金銭債権化されたわけでありまして、これも審理を容易にする面があるのではないかという気がしますけれども、相続、遺産分割の問題についていろいろな議論がされてきたところです。

現在については、より家事事件一般について、家事調停の運営の在り方、コロナ禍の中での家事調停の在り方についてよりメリハリのある調停運営を進めていくとか、あるいは先ほどもお話しした人事訴訟の状況、人事訴訟が特に最近審理期間が長期化してきているというところがありまして、それをどういうふうにするか、特に家事調停と連携していくということを調停の中で意識しながら手続を進めていくとかそういうことが議論されている、今後の課題として挙げられているところかと思います。

刑事裁判については、先ほど申し上げたとおり、未だ手探りの状態のなかではありますが、当事者の訴訟活動、あるいは裁判所の訴訟指揮の在り方について様々な議論がされているところです。ただ、なかなかこれはやはり刑事の場合は私のような素人から見てもそういう実情調査を聞いていても、やはり裁判所、弁護士会、検察庁それぞれが言われることの違い、齟齬、この度合いというのは民事でも先ほど申し上げたように齟齬は感じるわけですが、より大きな感じがするわけでありまして、そこでどのようなコンセンサスを取っていきながら審理の改善の在り方を考えていくのかということはなかなか難しい問題だなと思いながら伺っているところであります。

(3) 態勢的課題

それから、態勢的な課題という点において裁判所の態勢、弁護士の執務態勢の問題も取り上げられております。

これはなかなか実証的なデータで検証されているわけではないです。裁判官の数が少なく、手持ち事件の数が多いから審理が遅延している傾向にあるということは必ずしも統計的に検証できているわけではありません。ただ、報告書の中でも裁判所の裁判官の繁忙ということが審理期間に大きな影響を与える要因の一つである可能性が高いという指摘はされているところですし、その他サポート態勢の不十分とかそうした点もやはり問題点として指摘されているところです。

それから、弁護士の執務態勢の観点からも、弁護士へのアクセスの遅れ、あるいは弁護士の負担過重ということが指摘されていまして、さらに弁護士・依頼者の関係の変化として、依頼者で弁護士の言うことを聞いてくれないという人が増えているという中で弁護士としてはどのような運営を行っていくかということが非常に難しい状況になっているということが問題点と

して指摘されているところです。

このあたりの具体的な問題等については、午後のセッションでより濃密に議論されるものと理解しておりますけれども、なお引き続き問題があり、解決されたもの、あるいは解決されつつあるものもあるかもしれないけれども、なかなか抜本的な解決には至っていない、解決策を見出していない問題もあるという状況だろうと思います。

6 裁判迅速化の将来展望

(1) 将来の状況変化の可能性

最後にこの「将来展望」という点についてお話ししたいと思います。現在の状況は、将来さらにこう変化して行く可能性があるのではないか、実質的な面で言えば事件の更なる専門化、複雑化というものが生じ、量的にも先ほど言いましたように事件数が増加していく潜在的な可能性があるということです。

審理期間をより迅速にするということですが、現在の水準を維持していくだけでもなかなか大変である可能性があるのに、質的に難しくなり量が増えていく可能性があるということで、大変なところがあるということだろうと思います。

その中で一つの鍵になるのは IT 化だと思います。裁判の IT 化の議論は私も関わってきたところですけれども、やはり IT 化はどの社会でもそうですが、最近よく DX ということが言われますけれども、従来紙だったものをデータに変えるとか、あるいは従来リアルで行っていた会議をオンラインに変えるとか、それだけが IT 化ではない。それに基づいて仕事の在り方そのものを変えていくことがデジタルトランスフォーメーション (DX) ということだろうと思っています。この DX というのはまさに現場における創意工夫の中からしか出てこないということだと思います。

IT というものを活用していかに問題意識を持ってその仕事の在り方を変えていけるのか、裁判所、弁護士、検察庁、それぞれにそういう創意工夫が求められることになるのではないか。それが上手く活用されていけば審理期間等についても抜本的な改善が果たされる可能性というのは、まさにこのデジタル技術というのはそういう可能性を秘めているのではないかということを私自身としては期待しているところです。

それとともに、やはり司法に対する社会の期待というものが変わっていく可能性があるのでないかとも思っています。社会全体がスピードアップしているということは間違いないことなのだろうと思うところです。司法というものは国家機関ですので、普通の企業のように、

直接市場に競合する競争相手がいるわけではありません。しかし、やはりデジタル化の局面でよく言われることですが、そういう国家機関であってもそれに相当するサービスというものが民間において提供されるとすれば、その民間におけるそのサービスの在り方はやがては国家機関のサービスの在り方にも影響を与えてくる、与えざるを得ないということが言われています。

私はこの観点で一つ期待しているのはODR (Online Dispute Resolution)、オンラインにおける紛争解決です。ADR その他の裁判外での紛争解決の仕組み、これが社会に普及していくということが今後あるとすれば、それはそこで解決される紛争というの非常に小さなマイナーな紛争であることが多いわけですが、例えばAmazonでもeBayでも楽天でも何でも良いですが、そこで買って、買った品物が届いたところ、元の写真と色が違ったとか思ったものと違った等の苦情が山のようにあるのだろうと思います。それをオンラインで解決する。携帯で昼休みにその苦情を述べて相手方からそれに対する反論が次の日にはもう来ていて、それで解決しない場合は調停人みたいな人がオンラインで調停案を出して、一週間で解決される。もし、そういう経験を持った人が増えてくるとすれば、それによって、私は恐らく裁判に対する期待というのもかなり変わってくる可能性があると思います。もちろん、こうした紛争と裁判で解決される紛争というものの間には質的に大きな違いがあるということは確かだらうと思いますけれども、一体なぜ裁判では次の期日まで1か月もかけるのか、なぜ6回、7回期日をやってもいつ解決されるかが見てこないのか、利用者はそういう疑問を持つということにならざるを得ないのではないかという気がしているところです。

そういう意味でやはり、この社会の期待というもの、裁判所に対する期待というものがより高いものになっていく可能性があるのではないかということです。

(2) 裁判迅速化の意義—司法制度改革の初心に立ち返って—

最後に、裁判の迅速化の意義、司法制度改革の初心に立ち返ってということを書かせていただきました。

民事訴訟の審理期間半減の目標というものが司法制度改革審議会で提示されました。現実にどうなっているのかと言うと、その基準とされた1999年の20.5月と比較すると2020年は23.2月となっています。むしろ伸びているわけです。もちろん2020年は新型コロナがありましたので、これは非常に特異な状況だったわけです。しかし、2019年を見ても21.7月です。半減するどころか長くなっているというのが現状です。

その原因としては様々なものがあり、先ほど申し上げたような事件内容の変化、事件が複雑

困難になっている。あるいは、当事者の変容。当事者の権利意識が非常に高まっていて、なかなか容易に解決に納得せず、弁護士にもいろいろな意見を言ってきて、弁護士も対応が困難である。こうした要素があることは間違いないのだろうとは思います。

しかし、やはり司法制度改革審議会で審理期間を半減していく、それをしていかないと21世紀の日本の司法が立ち行かないんだということが言われていた中で、審理期間がこれだけ伸びているということをどのように考えるのかということはやはりもう一度立ち止まって考える必要があるのではないかと思っています。

その中で当事者の期待、利用者の声を表すものとして利用者調査というものがあります。先ほどお話ししたように竹下先生などが指導されていたもので、もちろん利用者調査はアンケート調査ですけれども、その評価については常に慎重な姿勢が必要です。アンケートに答える人の回答率というのはそんなに高いものではありません。結果として不満がある人だけが回答している可能性は、こういうものには常にあります。満足している人はもういいやと思って我々が調査票を送っても無視してゴミ箱に捨てていて、文句があって何か一言言いたい人だけが回答を書いている、そうすると必ずしも母集団が真の利用者全体を反映しているということが言えないことになります。もちろん統計的には常に有意であるということ、有意なものであるということに配慮しながら分析を進めているわけですが、常に利用者の真の声を完全に反映しているとは言い難いという点には注意を要するわけです。

しかし、それでも客観的なデータとして言えることは、まず裁判の躊躇の要因、裁判を起こす原告にも、あるいは裁判を受ける被告にも聞いていますが、裁判に躊躇しましたかという質問に対しては約半数の49.4%の人が躊躇をしたと答えています。ちなみに今の統計の数字は2016年の調査の数字ですが、半分ぐらいの方が躊躇している。

何を理由に躊躇しましたかという問い合わせに対しては、一番大きな理由はやはり時間です。時間がかかりすぎるということで躊躇したという人が78%いるわけです。その次は費用がかかりすぎる人が75%というわけです。

やはりこれからすれば半分の人が躊躇して、その躊躇した人の8割が時間を理由にしているわけですから、全ての当事者から見ると4割の人が時間を理由に訴訟をするのを躊躇したと言っているということが言えるわけです。ちなみに、時間を理由に躊躇した最も多い事件類型は夫婦・家庭の事件です。ただ、人事訴訟という家庭裁判所の事件は調査対象ではありません。調査対象は、地方裁判所の事件だけなので地方裁判所の事件で夫婦・家庭というのは何を意味するのかというのはむしろ皆様方の実務の経験で伺いたいところですけれども、要するに民事

訴訟事件だけれども、夫婦・家庭間の揉め事というものが原因にあるというか、法律を知らない人にアンケートしているわけですから、そういうものをイメージされるということですが、そこではやはり時間がかかりすぎるということで躊躇している人の割合というのが9割に上っているというのがこの調査結果になっているわけです。

それから裁判期間が予測できたかということについても聞いているわけですが、全く予想がつかなかったという当事者が56.4%です。半数以上の人々は審理期間が全く予想できなかったと言っている。それから、その終了した裁判の期間をどう評価するかということですが、長いという評価、あるいは長すぎるという評価を合わせたものが49.6%。半数の人が長い、長すぎるという評価をした。合理的な期間だったという選択肢もあるものですから、これはつまり合理的な期間を超えて長かったという評価ということになるわけですが、それが半数。これは10年間徐々に増加してきています。その長いとされる事件類型もそこに挙げておきましたが、商品というのは企業のものが多いのかもしれませんけれども、職場とか交通事故、一般の人が関わるような事件で長いという評価が多いということです。

ちなみに、まだ非公表ですが2021年、5年に1回調査をやっているので、2016年の次が2021年なのですが、その結果もほとんど変わっていません。今の暫定的な数字では、時間を理由に躊躇したと評価した人は2016年が78%だったのですが、2021年には81.8%とより増えています。それから期間を全く予想できなかったと評価した人は56.4%に対して60.0%とやはり増えていますし、裁判期間を長いと評価した人も49.6%が53.5%に増えているということで、いずれも暫定的な数値でありますのが増えているわけです。

こうした利用者、当事者の声をどう考えるか、最近は私が知るところでは、マスコミ等でもあまり審理期間の問題というのが取り上げられない状況になっています。この迅速化検証の結果等を公表しても昔は結構大きく新聞に取り上げられたのですが、最近あまり取り上げてもらえないで残念ですけれども、私が一番恐れるのは社会がこの問題について無関心になってきているのではないかという点です。

それは結局のところ裁判による紛争解決というものが社会的にみてむしろマイナーなものにどんどん変わってはいないかということを恐れています。批判されるよりも無視される方が怖いというような感覚を私自身は持っておりますし、そちらの方向に来てはいないかなということです。諦めているということかもしれませんし、その辺りもなかなか分からぬところでありますけれども、やはり考えてみる必要があることなのかなと思つております。

最後、これはもう私の意見ということになりますけれども、法曹界、法律家の間では依然と

して迅速化の問題についてお話しすると拙速の批判というものが、言葉は悪いですが条件反射のように常に起こります。

審理の適正、充実を犠牲にした迅速化というものは許されない、拙速な審理はいけないという批判です。一種のタブーとしてこの迅速化というものがあつたし、私は現在も残っているのではないかと思います。

これは、先日の国会で裁判のIT化についての民事訴訟法改正案が議論されて、

先ほどお話した法定審理期間訴訟手続が今回の改正案に含まれていますけれども、やはりそれに対しては強く拙速の批判が出されておりました。私からみれば両者が合意して6か月でやるっていうことになっているわけですが、それでもやはり拙速ではないかという批判がどうしても出てくる。しかし、他方で社会経済活動の合理性の確保と書きましたけれども、経済界から見て果たしてこの審理期間はどのように見えているのかということは非常に気になるところです。私もいろいろな人からお話を伺う中でこのままでは司法というものが見捨てられてしまうのではないかと、本当に日夜非常なスピードで変わっていく経済社会の中で1か月に1回、人証調べがあれば2年かけて最終的な結果ができる、あるいは2年かけても最終的な結果が出るとは限らない、控訴上告があるわけですから。そういう制度が果たして持ちこたえられるのだろうかという気が非常に強くしております。

それとともに、審理期間が長くなるということは、総体的に見れば、経済的にも社会的にも弱い立場の人により大きな重荷になっているのではないかということを懸念しております。強い立場の人は審理が長くなつてもやはり持ちこたえていけるというところがあるわけですが、弱い立場の人は、普通の人にとって裁判が継続しているということ自体が心理的にも経済的にも非常に重荷になることは容易に想像ができます。それが1年2年続いていくということに耐えられる人はどれだけいるのだろうかという気がするわけです。裁判を躊躇するときに、時間の要素が非常に大きな割合を占めているということはとても納得できるところだと思います。

ただ、やはり裁判官に話を聞くと目の前の当事者、代理人で審理を迅速にしてほしいということを言う人はいないとか、弁護士も自分のところの依頼者で審理をできるだけ早く進めてくださいということを言われたことはないという方もおられます。そういう方は、私に嘘をしているとは思わないでそうなのだろうという気がするわけですが、ただ私はここで想像力、イマジネーションという言葉を書きましたけれども、先ほどの利用者調査の結果から見ると裁判所に出てきている当事者というはある意味その時間のハードルを越えてきた当事者なわけ

です。

ある種の言い方をすればそれは時間についてはもう諦めている当事者という言い方もできるのかもしれません。どれだけ長くかかっても良いというところを腹の中で決めてそれに応じている。その背後には潜在的にそのハードルを超えられなかった当事者も多数いる可能性があるわけです。

そこでもう諦めてしまった、あるいは、もう裁判ではない形で解決しようということで割り切った当事者、潜在的な当事者の存在というものを、やはり私は法律家は想像力を持ってそうした人たちがいることを感じる必要があるのではないかと思っています。

それから、面と向かってもう時間は別にいくらかかってもいいです、とにかく勝ちたいです。当事者はもちろん勝つのが目的でやっているわけですからとにかく勝ちたい、勝つためには時間が必要だと言われれば、それは時間はかかってもよいからとにかく勝つように訴訟を進めてくださいということになるのかもしれません。しかし、その人たちは本当にそれで満足しているのかというと、先ほどの調査結果を見ても半数の人は訴訟が長い、長すぎると、合理的な期間を超えていると考えているということになるわけです。これはある意味ではもう勝つために諦めているということなのかもしれませんけれども、そして弁護士の前では何も言えないということなのかもしれませんけれども、本心としてそれで満足してそれでいいと思っているのかというとそこは本当にそうなのだろうかということあります。やはりそういう想像力をもってこの審理期間の問題というものを考える必要があるのではないか。

そして、もう一つの創造力、クリエイティブというところですけれども、これは先ほど申し上げましたようにIT化も含めて実務上様々な工夫の余地というのがあると思いますし、その工夫では本当にどうしようもないところでは制度の改正というものをやはり考えていくべきではあるのだろうと思います。ただ、その前提としては何よりもやはり法曹の意識、法律家の意識、あるいは危機感というものが必要なのではないかということを最後に申し上げたいと思います。

当時はいわゆる審理改善運動、和解兼弁論を含めてですが、審理改善運動というものが真っ盛りの頃で、これが1990年代初めに民事訴訟法の改正につながっていくわけです。まさにその研究者としての最初の洗礼を受けたのはそういう時期でした。和解兼弁論で争点整理を進めていこうというような裁判所側の非常に熱心な取組があり、一方弁護士会側でも裁判には納期が必要である、世の中に納期を定めずに家を建てる人がどれだけいるのだと、こういうような議論がされていたわけです。そういう中で裁判所、

弁護士会それぞれに積極的な動きがありましたけれども、私はそこで感じたのは非常に強い危機感というものでした。このままでは裁判というものがダメになってしまうのではないか、国民から見捨てられてしまうのではないかという本当に何と言うか実経験に根ざしたそういう強い危機感を、当時はそういう裁判官とか弁護士とかとお話を歩いて感じたわけです。

私はそれまでは大学でドイツとかフランスとかのことを勉強しながら論文を書いている頃には、こうした危機感を全く感じなかったので、非常に強い衝撃を受けたというのが私の研究者としての最初の出発点であったわけです。

じゃあ今はどうかというと、私自身は今かなりの危機感を持っています。先ほどお話をしたように裁判所の事件数は、1980年代は確かに事件数が減っていました。民事訴訟の事件数が減っていて、それは後から統計的に分析すると当時は景気が良かったということがありました。民事訴訟というのは、景気が良ければ事件数が減って、景気が悪ければ事件数が増えるという関係があって、80年代のバブルの前の方ですけれども景気が良かったので、その後バブルが崩壊した後、事件数が急速に増えていったわけですので、これはある意味では誤解だったのかもしれません、当時の弁護士が本当にこれはこのままでは裁判が見捨てられて国民から使われないものになってしまうという意識があった。

他方、現在、事件数は横ばいや減少気味というところではあるわけですけれども、先ほど申し上げたような、法律家がこれだけ増えている中でこの事件数というものが果たしてどうなるかということはあるだろうと思います。

では裁判外での解決が増えているかというと ADR、裁判外の色々な紛争解決手続もずいぶん作られましたけれども、必ずしもその件数が非常に多いわけではありません。そういう意味ではこう広い意味での司法というか紛争解決というものが必ずしも日本社会においては十分にワークしてきていない、かつて川島先生はそれを日本人の国民性によって説明しようとされたわけですけれども、あるいは川島理論に戻るような議論も最近はされていますけれども、本当に日本人の国民性なのだろうかということは十分疑問に値するものではないかと思っています。

最近の法曹志望者、あるいは法学部の志望者の減少というようなものを見ると法律というものに対する社会の期待というものが段々薄れてきているのではないかということも感じたりします。平成時代の民事に限って言いますと、民事の司法について言えば私は平成の前半は改革の時代、民事訴訟法が作られ、司法制度改革が行われていた改革の時代であったのに対して、平成の後半は停滞の時代ではなかったのかということを書いたことがあります。

今やはりそれはもう少し危機感を持って感じられても良いのではないか。私は平成時代をす

つと研究者として過ごしてきましたけれども、ある意味こう一周回って元に戻って来たような感じを最近強く感じているところがあります。

以上民事について話しましたが、家事や刑事についてはもちろんそれぞれ別個の問題があります。先ほど申し上げた、早ければ良いわけではないということが民事についてはもちろんそうなわけですが、家事とか刑事においてはよりそうなのかもしれません。

適正、充実というものと迅速とのバランスを図っていく必要があるということだろうと思いますが、しかし家事事件においてもやはり時間がかかるということは先ほど申し上げたところで、やはり家庭内のより弱い立場の人に対してより大きな問題を孕んでいるのではないか、典型的には子供についての審理に時間がかかるということが悪い影響を与えている可能性というのがあるのではないかというふうに思います。

刑事について、私は素人ですけれども、先ほどの司法制度改革審議会が言っていたような、そこに時間がかかるということに対する刑事制度に対する国民の信頼を毀損するおそれはやはりあるのだろうというふうに思っているところであります。

そういう意味で今回このような形で多くの裁判官の方々がお集まりになられて、審理期間の迅速化の問題について議論されるということは画期的な試みであるというふうに思っておりまし、それに基づいてそれぞれの手続についてぜひ活発な議論をしていただいて、私自身はやはりかなり危機的な状況にあるのではないかと思っているので、これについていろいろなご意見あるのだろうと思いますけれども、ぜひ皆さんで活発な議論を行っていただければ非常に良い機会になるのではないかと考えている次第でございます。

以上、拙い雑多な話でしたけれども私のお話は以上といたしまして、ぜひそこは違うよということでお意見をいただければ私自身としてもさらに考えてみたいというふうに思います。長時間にわたりましてご清聴いただきありがとうございます。

【質疑】

○司会

それではご質問、ご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○研究員A

本日は貴重なお話ありがとうございました。

所属庁でもデジタル化を踏まえて迅速化にいろいろ取り組まなければいけない、危機感を強

く持たなければいけないということで取り組んでいるのですが、本日のお話で、中国の方から、争点整理の期日を7回もする必要があるのかと言われたとの話や、当事者の中で弱者の人は時間的な負担に耐えられなくて諦めているのではないかといった話は非常に参考になりました。

質問させていただきたいのですが、本日のお話は危機感が足りないという話に尽きてくるのかなと思いますが、所属庁の中で、IT化を契機になんとか迅速化に舵を切りたいと思っているのですが、先生から見て、裁判官の危機感が不足している、率直に言ってそう見える状況にあるのか、当事者、代理人の方にも危機感が不足していると見えるのか、先ほどおっしゃっていた経済界から見ると非常に遅く見えるという中で、裁判所の問題点と弁護士の問題についてどのように思われているのか教えていただければと思います。

○講師

ありがとうございました。私は外部の人間ですし、お話などを伺う裁判官、弁護士の方も一部に限られているので、弁護士の方のご意見は、本日の講師に弁護士の先生方もいるので、午後またお話が出るのではないかと思いますけれども、私が乏しい知見で見たところということになりますけれども、やはり裁判所の側も弁護士の側もそういう意味での危機感の共有というものは私が若かった頃に比べるとやはり少ない、小さいように思われます。

当時、裁判所は和解兼弁論というものを行うようになり、それがある意味で瞬く間に全国に広がっていったという時期ではありました。その中でそれぞれ工夫をされている、自分なりの工夫をされている裁判官や弁護士のお話もいろいろお伺いする機会があったわけです。その広がりですよね。今も裁判所に伺ってお話を聞いたり、迅速化検証とかでお話を伺ったりすると、こういう取組をしていますということをいろいろお聞きます。それぞれの取組みは、私から見て非常に素晴らしいことで良いのではないかという気がするわけですが、やはり何というか、広がりが感じられないというと語弊があるかもしれません、十分ではない可能性があるのでないかと思います。

先ほど申し上げた弁護士からお話を聞くと、実は、必ずしもそんなことはされていませんということを伺うことが結構あるということです。同じようなことは弁護士の方にも言える感じがしていて、先程も言ったように弁護士の方はより大きな問題を、この迅速化の関係では拙速に対する批判というものと裏腹なところがありますので問題があると思いますけれども、ただ私が研究者になったころはオピニオンリーダー的な方々が雑誌にいろいろな試みを書かれていて、裁判に納期が必要だとか訴状の改善としてこういうことをやるとか、そのことに対してそれを批判するような雰囲気があまりなくて、やはりこれでやっていかないといけないのではないか

いか、その中でいろいろ思っておられる方はいたと思うのですけれども、全体としてのそういう雰囲気が感じられたところがありました。

私の認識では残念ながら、今は、弁護士会の方でも、もちろんいろいろな努力を、個人的な努力をされている方とか、それを雑誌で発表されている方がいるということは承知しているのですが、それが何か大きなうねりになっているという実感を私自身持っていないところがあって、個々の取組自体は非常に正しいことだけれども、広がりをいかに持たせることができるのかということです。

迅速化検証でもその検証を行うために個々の取組について裁判所部内でどういう共有の仕方をしているかとか弁護士会内でどういう共有をしているかといった質問を必ずするのですが、それなりの共有の取組がされていることは理解するのですけれども、弁護士の数が増えていることももちろんあるのだろうと思いますけれども、なかなかそれが大きな流れを形成するには至っていないという感じがしています。それではどうすればよいかという解を持っていないのですけれども、その辺りはやはり違いは非常に感じているところです。お答えになったかわからりませんが。

○研究員A

大変参考になりました。ありがとうございました。

当庁でも一部だけではなくて全体に広がるようにしていきたいと思います。

○司会

他の方はいかがですか。

○研究員B

この迅速化の話、今回の研修に参加することになって目の前の当事者さんとかからはやはりニーズが感じられないというところで、そのニーズなり、必要性について非常に腑に落ちる説明をいただいて、ぜひ持ち帰ってみんなと共有したいと思います。

質問というわけではないのですが、先ほどおっしゃっていた時間を理由に躊躇した当事者が最も多い事件類型が夫婦・家庭というのは何だろうということについてなのですが、もしかしたらそうかな、ひょっとしたらそうではないかということなのですけれども、例えば、調停で遺産分割をしているときに、遺言の有効無効が争いになって、これ実は遺留分の問題ではないかといった話になったりとか、あるいは遺産分割をしている中で当事者が最も争いたいのは使途不明金等の問題であるにもかかわらず、延々と調停・審判をして、最終的にはそれは民事の問題ですねみたいな感じになったりしたときに、それでは、そこから別に民事訴訟をするかと

といった場合が考えられるのではないかと思いました。 そうした場合だと、民事訴訟で解決するまでにまた時間がかかるし、そこまでの感じだとあまりお金にもなりそうにもないので諦めようという人もそれなりに含まれているのではないかと思いました。

○講師

ありがとうございます。貴重なお話を聞いて私もすごく腑に落ちる感じがしました。この夫婦・家庭の事件で時間を理由に躊躇した当事者が最も多いということで、先ほども弱い立場の人という観点からすると、今回の 2021 年の利用者調査から初めて男性か女性かで分けた分析をしていて、やはり男性と女性で分けると女性の当事者が時間を理由に躊躇している比率が男性よりも多いようです。非常に多い比率になっていまして、それがこの夫婦・家庭の事件で女性が当事者になっているということも一つの要因かなと思います。これは今後かなり詳細に分析をしてみないと、なんでもかんでも男女差の問題にするのは良くないと思いますけれども、やはり夫婦・家庭の事件の分析はこれから我々もかなり踏み込んで行かないといけないと思っている次第です。 そういう意味では貴重な情報提供ありがとうございました。

○司会

他にいかがでしょうか。

○研究員 C

本日は貴重なお話をありがとうございました。

私は今、刑事事件を担当しています。 刑事の関係でご質問させていただきたいのですが、 レジュメの 5 ページの冒頭のところで、 実情調査で刑事に関しては三者で言うことの齟齬が大きいのだというお話があったのですが、 具体的にどういった点で齟齬が大きかったのかということ、 また、 その齟齬は今後三者で議論をして埋めていく、 コンセンサスを得ていくことが大事になると思いますけれど、 そのコンセンサス、 議論の視点なり方向性についてどういったものがあるのかということについて、 お考えをお聞かせいただければと思います。

○講師

ありがとうございます。 最初に、 私は、 刑事は三、 四十年間近く関与していない人間で、 純粹に耳で聞いているだけなので、 詳細は午後に専門家の講師の方と議論をされると思いますので、 そこでお聞きいただきたいと思いますけれども、 私が最も印象に残っているのは公判前整理手続の中で裁判官がどこまで踏み込んで、 民事的にいえば、 争点を整理をしていくかという、 その踏み込み方みたいなものについてです。 この点、 もっと踏み込んですべきだという意見が一方ではある、 やはり、 裁判官も積極的に踏み込んでいかないとどこが争点対象になるのかが

見えにくいという意見が一方であり、他方ではそういう証拠とかを十分検討していない段階で裁判官が細かく論点を詰めていくことが、仮定の上に仮定を積み重ねたような形で争点を整理していくことになるのではないか、むしろそこは少し引いたような形で進めていくことでよいのではないかという意見があり、かなり根本的な公判前整理手続の在り方についての認識の違いがあるのではないかという印象を持ちました。

民事の観点からすると、弁論準備では当然証拠等を見ながら争点を整理していくという前提が頭にあるものですから、そうではないような形で争点を整理していくことはなかなか難しいだろうという認識を持っています。それをどういう形でどういうところまでどうやって誰が主導していくのかというところで、非常に認識が法曹三者それぞれで違うところがあるなという印象を持ち、それをうまく統合してコンセンサスを作っていくのかどうかという話ですが、私の手に余る話なのですが、そういう感想となります。

○司会

時間になりましたので、午前の講演としてはこれで終わりになります。どうもありがとうございました。

以上

令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

講演「裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望—」
資料

講 師

[REDACTED]

[REDACTED]

令和4年11月
司法研修所

司法研修所では、令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）を令和4年6月20日に実施した。

本資料は、同日に行われた講演「裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望—」（日程表上の演題：「裁判所の迅速化に関する取組と裁判所へ期待すること」）における資料である。

裁判迅速化検証の20年—その意義と課題・展望— (司法研修所・裁判の迅速化に関する研究会)

2022年6月20日

1 裁判迅速化の議論の経緯

- ・ 平均審理期間の推移
 - 民事 (第1期 58頁図 60参照)
1979年約14月⇒2004年約8月：ほぼ一貫して短縮 (40%強の短縮)
人証調べ事件も同様の傾向 (1979年約25月⇒2004年約18月)
 - 刑事 (第1期 207頁図 65参照)
1972～74年6.6月⇒2004年3.2月：1980年代後半以降はほぼ横ばい
長期係属実人員数も同様 (1973年の5050人をピークに減少し、1985年746人、
1990年570人、1995年383人)
- ・ 諸外国の状況 (民事第1審)
 - フランス (大審裁判所) : 8.9月 (1995) ⇒ 9.6月 (2004) ⇒ 8.3月 (2017)
 - ドイツ (地方裁判所) : 6.3月 (1995) ⇒ 7.2月 (2004) ⇒ 10.0月 (2017)
 - アメリカ (連邦地方裁判所) : 9.2月 (1998) ⇒ 8.5月 (2004) ⇒ 9.2月 (2018)
Cf. 証拠調べ事件 (2004) : イギリス (トライアル申込事件) 22.4月、アメリカ (トライアルを経た事件) 22.6月

2 司法制度改革審議会の議論

- ・ 民事裁判の迅速・充実化
 - 目標の設定：「民事訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標」
 - ❖ 対象：証人尋問など人証調べを行った事件の平均審理期間=1999年20.5月⇒10か月程度に短縮することが目標
 - ❖ 佐藤幸司=竹下守夫=井上正仁『司法制度改革』(有斐閣、2002年) 39頁以下 [竹下守夫]：「時間がかかりすぎることが一般の国民から見ると司法制度を利用する障害」⇒「なんとか迅速化を図らなければ、21世紀の日本の社会における司法の役割を果たせない」(下線部筆者)
 - 具体的対応策：計画審理の推進、証拠収集手続の拡充、人的基盤の拡充等
- ・ 刑事裁判の迅速・充実化
 - 目標設定なし：「刑事裁判の実情を見ると、通常の事件についてはおおむね迅速に審理がなされているものの、国民が注目する特異重大な事件にあっては、第一審の審理だけでも相当の長期間を要するものが珍しくなく、こうした刑事裁判の遅延は国民の司法全体に対する信頼を傷つける一因にもなっていることから、

刑事裁判の充実・迅速化を図るための方策を検討する必要がある。」

- 基本的な方向：「真に争いのある事件につき、当事者の十分な事前準備を前提に、集中審理（連目的開廷）により、裁判所の適切な訴訟指揮の下で、明確化された争点を中心に当事者が活発な主張立証活動を行い、効率的かつ効果的な公判審理の実現を図ることと、そのための人的体制の整備及び手続的見直しを行う」
- 具体的対応策：新たな準備手続の創設、連目的開廷の確保、直接主義・口頭主義の実質化（公判の活性化）、裁判所の訴訟指揮の実効性確保、弁護体制の整備等

3. 家事裁判

- 言及なし (cf. 人事訴訟の家庭裁判所移管)

3. 裁判迅速化法の制定

- ・ 裁判の迅速化に関する法律（平成 15 年法律第 107 号）
- ・ 目的（法 1 条）：司法に求められる役割を十全に果たすこと、国民の要請に応えること
⇒「国民の期待にこたえる司法制度の実現に資する」
- ・ 目標（法 2 条 1 項）：第 1 審訴訟手続＝「2 年以内のできるだけ短い期間内」、その他の手続＝「それぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内」の終局
Cf. 審理期間半減目標の不採用
- ・ 国等の責務（法 2 条 2 項、3 条～5 条）
- ・ 受訴裁判所、当事者、代理人、弁護士等の責務（法 6 条・7 条）
- ・ 基盤整備法としての性格：迅速化目標のため「充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図る」（法 2 条 1 項）⇒裁判所における手続整備、法曹人口の大幅な増加、裁判所・検察庁の人的体制の充実、弁護士の体制整備等（同条 2 項）
- ・ 迅速化検証：2 年ごとの結果公表（法 8 条 1 項）⇒国の施策の策定・実施に当たって適切な活用（同条 2 項）
Cf. 見直しの検討（裁判の迅速化法に関する検討会）：当初 10 年間が想定（附則 3 項）
⇒現在は限定なし

4. 裁判迅速化検証の取組み

- ・ 第 1 期（2004-2005 年）
 - 検証方法：長期化要因の仮説定立と統計データによる検証
 - 検証に必要な統計データの議論・収集から開始 (cf. 民事サンプル調査も含む)
 - 民事裁判：共通要素、各種専門訴訟の分析、地域的状況（府の規模、裁判官数、裁判官の手持ち事件との関係も分析）
 - 刑事裁判：証拠調べ手続との関係に重点。他に、国選・私選の別、地域的状況
- ・ 第 2 期（2006-2007 年）
 - 検証方法：第 1 期を継承+海外の審理期間の実情調査（英米独仏）

- 新たに控訴審（高裁）の審理期間の分析（民事・刑事）
- 事件類型別の審理期間に影響を及ぼす要因分析（民事）
- 刑事事件の審理期間に影響を及ぼす要因：開廷回数の増加要因、開廷間隔の長期化要因、新たな制度の実施（裁判員制度、公判前整理、法テラス設立等）

・ 第3期（2008-2009年）

- 検証方法：弁護士会ヒアリングの開始
Cf. 過払金返還請求事件の急増：統計データから影響を取り除く措置（以降、第8期まで継続。第9期で除外処理を終了）
- 民事：民事訴訟一般の長期化要因、事件類型ごとの長期化要因（医事、建築、知財、労働）の分析
- 刑事：公判前整理に集中した分析
- 新たに家事事件の検討：家事事件の概況+遺産分割事件の長期化要因の検討

・ 第4期（2010-2011年）

- 検証方法：長期化要因に対応する施策の提言（施策編）
- 新たに上告事件（最高裁）の審理期間の分析（民事・行政・刑事）
- 民事・家事：考えられる施策=民事訴訟一般（争点整理、証拠収集、専門的知見、争点当事者多数事案・複雑困難事案）、個別の事件類型（医事、建築、労働、遺産分割）、裁判所・弁護士の執務態勢等
- 刑事：公判前整理、裁判員裁判の分析

・ 第5期（2012-2013年）

- 検証方法：裁判手続外の社会的要因まで視野を広げる⇒高齢化問題に関する実情調査、ADRに関する実情調査、独立簡裁・市役所・消費生活センター等僻地や離島における実情調査、海外の社会的要因の調査等
- 法的紛争一般の動向：潜在的紛争の存在、潜在的紛争を顕在化させる要因（社会の変容、意識等の変化、法的アクセスの容易化等）
- 裁判外紛争処理の動向：ADRの状況、保険制度の状況
- 紛争類型別の検討：医事、建築、遺産紛争

・ 第6期以降（2014年-）

- 検証方法：これまでの検証結果のフォローアップを中心とする方針=統計データ分析と実情調査（裁判所・弁護士会）の2本立て
- 民事：争点整理における認識共有、合議体の活用（第10期からIT化の影響）
- 家事：調停における裁判官関与（評議の充実等）、調停不成立後の審判・人事訴訟との関係
- 刑事（第8期から実情調査を開始=裁判所、弁護士会、検察庁）：公判前整理手続の長期化要因の分析

- 第9期（2020-2021年）：新型コロナ感染症の影響と裁判所の対応
Cf. 実情調査もオンライン化

・ 総括

- 史上初めての組織的・網羅的な統計分析：司法分野における Evidence-Based Policy Making の基盤の形成
- 検証対象の拡大：控訴審⇒家事⇒上告審⇒社会的要因
- 検証方法の進展：統計の補完として、裁判所・弁護士双方からの実情調査
Cf. 刑事についての分析の困難さ
- 施策の提言：部分的に実現（ex. 令和4年民訴法改正：法定審理期間訴訟手続（ファーストトラック）、準備書面期間超過時の説明義務等）
- 全体として極めて画期的な嘗み

5 裁判迅速化の課題

・ 社会的要因

- 司法に期待される役割の変容：ADRとの役割分担等
- 事案の複雑困難化（民事：金銭その他（損害賠償事件）等の問題、刑事：証拠の大量化等事件内容の変化）
- 法曹人口の増大、権利意識の高まり⇒事案の潜在的増加の可能性

・ 手続的課題

- 民事裁判
 - ✧ 争点整理のあり方：期日回数の問題
 - ◆ 訴訟準備段階の問題：提訴前の調査検討の困難、被告の弁護士アクセス
 - ◆ 当事者側の事情：弁護士と依頼者の意思疎通の困難、期日間準備の短縮の困難、争点の絞り込みの困難、準備書面の提出の遅れ・分量の過多
 - ◆ 裁判所側の事情：裁判官の関与姿勢、和解協議
 - ✧ 証拠収集のあり方
 - ◆ 証拠の不足・不存在
 - ◆ 証拠収集の困難：証拠の偏在、個人情報保護の問題
 - ✧ 専門的知見の問題
 - ✧ 計画的な審理の不十分
 - ✧ 本人訴訟の問題
- 家事事件
 - ✧ 遺産分割事件の問題：前提問題、付随問題の調整、当事者多数、物件多数、特別受益・寄与分の主張、感情的対立
Cf. 相続法改正及び所有者不明土地問題に係る民法改正による一定の対応
 - ✧ 家事調停運営のあり方（コロナ禍での意識の変化）
 - ✧ 人事訴訟の状況（家事調停との連携の意識）

- 刑事裁判
 - ✧ 公判前整理手続の長期化
 - ✧ 当事者の訴訟活動のあり方
 - ✧ 裁判所の訴訟指揮のあり方

態勢的課題

- 裁判所の態勢の問題：裁判官等の不足、専門的知見・法的調査の態勢の不足、合議体の活用不十分、法廷等の不足
- 弁護士の執務態勢の問題：弁護士へのアクセスの遅れ、弁護士の負担過重、弁護士・依頼者間の関係の変化

6 裁判迅速化の将来展望

将来の状況変化の可能性

- 事件の更なる専門化・複雑化、事件数増加の潜在的可能性
- 裁判 IT 化の影響
- 司法に対する社会的期待の変容の可能性 (ODR の普及等)

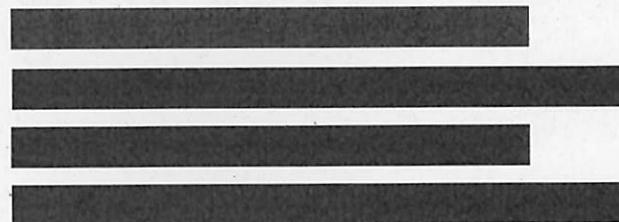
裁判迅速化の意義—司法制度改革の初心に立ち返って

- 民事訴訟の審理期間半減の目標⇒実際には、2020年 23.2 月、2019年 21.7 月 (1999 年 20.5 月よりもむしろ長期化)
 - 様々な原因：事件内容の変化 (複雑困難化)、当事者像の変容 (権利意識の高揚) 等 but 本当にこれでよいのかは立ち止まって考えてみる必要
- 当事者の期待 (利用者の声)：民事訴訟利用者調査
 - ✧ 裁判の躊躇要因 (躊躇割合：49.4%)：時間の要素が最大 (78.4 %。次が費用 75.3%)
Cf. 時間を理由に躊躇した当事者が最も多い事件類型：夫婦家庭 (88.9%)
 - ✧ 期間予測の困難：全く予想が付かなかった当事者 56.4%
 - ✧ 裁判期間の評価：長い 49.6% (10 年間徐々に増加の傾向)
Cf. 長いとされる事件類型：商品 (76%)、職場 (61%)、交通事故 (60%)
- 社会的な期待 (一般国民の声)：司法制度改革審議会の議論
- 「拙速」批判：「タブー」としての迅速化⇒社会経済活動の合理性の確保、弱者保護の要請=「想像力」と「創造力」の必要
 - Cf. 「目の前の当事者」(ハードルを越えてきた当事者) vs. その背後にいる「潜在的当事者」(ハードルを越えられずに諦めた当事者予備軍)
 - 「勝ちたい当事者」=「急いで欲しいとは言えない当事者」の存在
 - ⇒様々な工夫の余地、制度改革の可能性：何よりも法曹の「意識」の改革 (危機感) の必要 (cf. 裁判所の事件数の横ばい、ADR も不活発、法曹志望者の減少等)

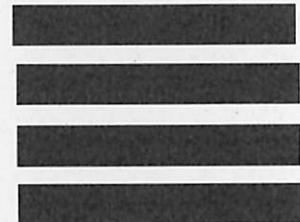
令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）

共同研究「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」 結果概要

講 師



最高検察庁公判部長
弁護士
弁護士



吉田誠治
出井直樹
横井弘明

令和4年11月
司法研修所

司法研修所では、令和4年度民事・刑事・家事専門研究会（迅速化）を令和4年6月20日に実施した。

本資料は、同日に行われた共同研究「裁判の迅速化に向けた取組と問題点、今後に向けて」における内容を取りまとめたものである。

なお、[] は、「第1 分野別討議」のみ参加された。

目 次

第1 分野別討議

- 1 民事分野
- 2 刑事分野
- 3 家事分野

第2 全体討議

- 1 裁判の本質や司法の役割といった点から考えたときの「充実した手続」や「迅速な審理」（迅速化法6条参照）の必要性や意義、裁判や手続の種類等による相違の有無
- 2 充実した手続により迅速な審理を行うための工夫・取組を実施するための観点・切り口
- 3 迅速化法¹における裁判所の責務（6条、2条1項）と当事者、代理人、弁護人等の責務（7条1項）の関係、充実した手続の実施による迅速な審理の実現のための裁判所全体としての取組
- 4 講師のコメント

（別紙）

「充実した手続による迅速化された裁判」²についての他分野と自分野との違い、他分野の取組で有用と思われる発想や取組

¹ 「裁判の迅速化に関する法律」（平成15年7月16日号外法律第107号）

² 迅速化法6条、2条1項参照。後記第1の1～3の各(2)も同様。

第1 分野別討議

討議の内容及び主な意見の要旨は、次のようなものであった。

なお、「『充実した手続による迅速化された裁判』についての他分野と自分野との違い、他分野の取組で有用と思われる発想や取組」についても意見交換がされ、その際に出された主な意見の要旨は、別紙のとおりである。

1 民事分野

(1) 自分野（民事分野）の審理の現状、問題点とその要因

現状について、2年超の長期未済が一貫して増加し、平均審理期間も伸長していることが問題であるとの認識でおおむね一致した。

その要因として、精緻な判決をするために審理が慎重になっていること、期日の間隔に関する実務慣行がなかなか改善されないこと、裁判官が繁忙であることなどにより、適切な証明や心証開示を行うことができず、争点整理がうまくいっていないこと、不熱心な訴訟追行に対する規定がうまく機能していないことなどが挙げられた。また、弁護士・当事者側にも、訴訟遂行に対する考え方の違いもあって、裁判所が重要ではないと考える点を争点から落とすことに協力的でない場合もあることのほか、当事者本人は迅速な審理を希望しているにもかかわらず、代理人は従前の慣行に従い、迅速な進行についての意識に乏しいのではないかとの指摘もあった。

こうした現状が続けば、紛争解決機関を選択するに当たり、裁判所が選ばれなくなるおそれがあるのではないかとの危機感が共有された。

(2) 「充実した手続による迅速化された裁判」

「充実した手続」とは、スピード感を保ち、必要な専門的知見を踏まえつつ、争点に集中した攻撃防御が尽くされた手続をいい、これにより結果的に迅速な審理がされるはずであるとの意見が多くあり、また、迅速な審理と適正・充実した審理とは本来両立するものであるとの意見もあった。そして、その実践のためには、裁判官が審理対象を明確にして当事者と認識を共有し、

法曹三者で協力することが重要であるとの意見が複数出された。

2 刑事分野

(1) 自分野（刑事分野）の審理の現状、問題点とその要因

迅速審理に対する法曹三者の意識が希薄化しているとの危機感が示され、そうしたことが、裁判員裁判において、判決の長文化、評議後に週単位で起案期間をとる運用、仮予約した公判日程を、その後の整理に応じて圧縮することを懈怠するといった傾向につながっているとの指摘があったほか、特にデジタル証拠の請求数が過大に増加しており、その検討に時間を要しているといった指摘がされた。

また、争点整理をどこまで行うか、裁判所がどこまで関与するかについて法曹三者の考え方が一致していないことが問題として挙げられ、口頭議論を活用し、主張及び証拠の精緻化や細分化を防ぎ、書面についてもボリュームに見通しをつけて要所で提出させるべきではないかとの意見があった。

さらに、長期化の背景には、弁護人の協力が得られない場合があることもあるが、弁護人の関心事項をよく聴取して証拠開示等の進行に反映させることができ有効であるとの紹介がされるなど、弁護人にも迅速審理によるメリットを理解してもらい、弁護士会と信頼を醸成していくことが課題であるとの認識が共有された。

(2) 「充実した手続による迅速化された裁判」

判断の分岐点に焦点を当て、必要な主張・証拠が提出された状態で必要十分な審理が行われることが充実した手続であるとの意見があった。他方で、公判前整理手続は、証拠提出前という限界があることを前提とした割り切りが必要であり、公判で想定外の事態が生じることも想定し、対処すべきであるとの意見もみられた。

また、争点及び証拠の整理は、公判前を主宰する裁判所の責務であるから、裁判所は、判断対象を明確に意識し、証拠の採否に当たっては、判断対象と

の関係でなぜその証拠が必要なのかを明らかにさせているとの意見があった。これに対しては、裁判所は証拠を見ていないので、当事者からの説明があれば、まずはそれを尊重すべきではないかとの意見もあった。

3 家事分野

(1) 自分野（家事分野）の審理の現状、問題点とその要因

人事訴訟については、審理期間が長期化傾向にあることが確認された。その要因として、法曹三者で進行についての共通認識が形成できず、代理人が当事者の意向を過度に重視することがあるとの意見が出された。また、財産分与の申立ての審理が長期化の要因となっているとの意見もあり、特に当事者が財産の任意開示に応じないことや探索的な調査嘱託の申立てを繰り返すことなどから夫婦共有財産の特定に時間を要するとの意見があった。さらに、離婚訴訟では、当事者が離婚原因の判断に必要となる範囲を超えた周辺事情を主張する傾向にあることも長期化の要因の一つとして指摘された。

家事調停についても、審理期間が緩やかに長期化していることが確認され、期日間準備や期日の充実を両輪としてかみ合わせることにより、調停で取り上げる事項を選択・集中し、手続の充実と迅速化を図るべきであることや、審理に時間のかかる面会交流事案において、調査対象事項の選定を含め、調査官と適切な連携を図る必要性が指摘された。また、遺産分割事件では、段階的審理モデルや、当事者双方の立会による手続説明の取組などが長期化対策として有効に機能していることから、他の調停事案でもこれらの取組が長期化への対策として有効ではないかとの意見が出されたほか、評議を充実させ、関係職種ときめ細やか意思疎通を行うことにより、審理方針を共有し、調停委員会として機動的に方向性を示して手続を進めることの重要性も指摘された。

離婚調停と人事訴訟との間で一定の連携が予定されているとの観点から様々な工夫が行われているところ、当事者が合意した場合は、調停不成立の

調書に調停不成立の段階における到達点（争いのない部分や主要な争点など）

を記載し、調停の成果を人事訴訟に活かしているとの取組が紹介された。

両手続の性質の違いを踏まえ、より適切な連携を可能とする研究の進展を期待する声があった。

(2) 「充実した手続による迅速化された裁判」

手続の充実・迅速化を考えるに当たっては、事件当事者のみならず、長期化ゆえに手続利用を諦めざるを得ない一般市民の存在を意識することが重要であるとの意見や、当事者が裁判所に何を求めているのかは、各事案の内容や当事者の特徴によって異なるので、裁判所としては、事案ごとの特性や当事者のニーズに応じた柔軟な対応を心掛けることが重要であるとの意見があった。

そして、家事事件においては、①言い分を傾聴しつつも、それが裁判所の法的判断にどのような影響を与えるのかを当事者と議論して共有すること、②紛争全体を見渡して、審判や訴訟になったときの見通し等を説明し、当事者に合理的な手続選択をするための情報を提供すること、③合意による解決と公権的判断を前提にした解決の双方を睨みながら、時機を見計らって積極的に当事者の話合いに踏み込んでいくといった手続運営が重要であるなどの意見が出された。

第2 全体討議

主な意見は次のようなものであった。

1 裁判の本質や司法の役割といった点から考えたときの「充実した手続」や「迅速な審理」（迅速化法6条参照）の必要性や意義、裁判や手続の種類等による相違の有無

(1) 充実した手続について

○ 民事事件や家事事件においては、訴訟物の範囲で争点に関する着実な主

張立証や判断がされることで足りるのか、和解等を通じて履行可能性等まで取り込んだ総合的な解決を考えることも含まれるのかが問題となり、これについては、当事者の希望が必然的に関係してくる。それゆえ、民事・家事事件では、環境調整的な配慮や和解後の紛争予防の調整に非常に時間をかけ、必ずしも争点に限定されない点を調整する事件もある。こうした事件では、このような対応が裁判所への信頼を高めている。

- 刑事事件では、民事事件や家事事件とは異なり、履行可能性や環境調整等の要素はあまり働くかない。ただ、刑事事件でも、紛争の解決を事実認定及び量刑に限定せず、被告人の社会復帰まで考慮に入れることから、情状証人をどこまで採用するかなどの問題が出てくる。

(2) 迅速な審理について

- 無駄なことをしないことが迅速な審理であり、手続の過程を可視化し、関係者間で手続の要点や検討事項を共有することで、要点に絞った充実かつ迅速な審理をすべきである。このように手続の見通しを持つことにより、結果的に迅速にならなかつたとしても、進行に納得が得られる。
- 民事事件や家事事件では、和解のための時間を要したとしても、上訴審に要する時間や関連紛争の解決に要する負担を考慮すると、全体としては迅速といえることもあるので、何をもって迅速とするかについて代理人とコンセンサスを形成しておく必要がある。

(3) 充実した手続と迅速な審理の関係について

- 手続を充実させれば結果的に迅速になるという点は、どの分野でも基本的には同じである。争点を簡潔に整理して法曹三者で共通認識を持ち、争点に関連する重要な証拠の有無等を明確にしていくことで、自ずと争点に集中した審理・攻防をすることができ、結果的に手続が充実し、迅速になる。

2 充実した手続により迅速な審理を行うための工夫・取組を実施するための観点・切り口

(1) 計画的審理について

- 審理計画を立てることが重要である。事前の告知により期日で行うことを当事者と共有することで、期日までに当事者がきちんと打合せなどをし、一回の期日が充実し、期日の回数を重ねる必要がなくなる。
- なるべく迅速にという意識を当事者ともう少し共有する必要がある。代理人・当事者との間で、その意見を踏まえて事件の納期を決める形で、事案に応じた迅速な審理を目指す必要がある。
- 最初に納期を決めて計画的に進めることは大事であるが、手続は動的であるから、何が迅速でベストな審理であるかについては、別のプランも考えながら状況に応じて柔軟に進めていくことが大事である。
- 刑事事件については、単独事件の否認事件の審理期間は、多くの場合、大体のスケジュール感を持ちやすい。また、検察官が証拠を全部揃えており、書証が全部不同意になった場合の対応方針も描けているため、早期の段階で見通しをたてやすい。審理の見通しが立てられるようになった段階で、審理の予定を関係者と共有することが大切である。
- 家事事件等では、手続開始後に当事者が証拠を集めていくこともあり、証拠収集の時間が読めないことなどから、計画的審理が上手くいかない面がある。もっとも、家事事件等で証拠収集が後になるという点は、事件類型によっては、訴訟提起段階で文書送付嘱託や調査嘱託の申立てを促すなど、先倒しで証拠を提出してもらうこともできる。

(2) ITツールの利用について

- 民事事件では、当事者との認識共有に関し、ITツールの機能を使用し、期日の前後に準備事項や予定を当事者と共有することが増えている。
- 民事事件で、当事者から提出された書面がそれまでの議論を踏まえてな

い場合には、すぐにＩＴツールで連絡して代理人に検討を促している。

(3) 「振り返り」について

- 刑事事件の振り返りは、あくまで個別の事件における振り返りであるが、他の事案への応用という視点を持つことで他の事案でも応用できることがあり、それを一般化して他の裁判官や検察官、弁護士にフィードバックすることで、広く共有が出来ており、運営改善につながっている。
- 刑事事件の振り返りは、裁判員裁判を通じて刑事裁判全体をよくしていくというところに根源的な発想がある。そのため、それが上手くいくには裁判員裁判をしっかりと軌道に乗せて、よい裁判を作っていくたいという想いが法曹三者で共有され、弁護士会や検察官が協力的であることが必要である。民事事件や家事事件でも、このような発想、想いが共有されれば、振り返りをやりやすくなるのではないか。
- 民事事件で和解後に振り返りを行っている府がある。その府では、当事者から心証開示のタイミングの適切さや争点整理における裁判所からの質問のわかりにくさ等の指摘を受けることで、裁判官のスキルアップ、さらには裁判所全体としてのるべき手続の進め方の共有につながっている。

(4) 講師のコメント

講師1から、以下のコメントがあった。

計画的審理は、終期を見据えて全体の計画を立てるという問題と、目の前の期日で何をどこまでやり、次の期日に何をするのかという一歩先のことを考えるといった問題がある。結果から見て無駄なこともあるが、結果から見るのでなく、期日とその次の期日に何をやるかを意識することが大切であり、それが無駄をなくすことに繋がると思う。

国際仲裁では、色々な国の当事者、代理人、仲裁人が関係することもあって、計画的にやらないと期日 자체が入らず、そのため、手続を計画的にやらざるを得ない。通常は、申立書と答弁書が提出された程度の段階で手続協議

を行い、そこで書面交換の回数・終期、証人尋問の時期等、その後の審理の予定を無理にでも決めてしまうこととしている。必ずしもそのまま日本の民事裁判や家事事件に当てはまるとは思われないが、参考として紹介する。

また、期日と期日との間で何をやるかは重要であり、裁判のIT化により、期日間の準備のやり方が違ってきており、民事、家事では充実した手続の鍵になるのではないかと期待している。一方で、そういういたインテンシブな期日の準備や運営を手持ち事件の全てで行うのは無理であり、選別が必要となるし、裁判所や代理人が対応していくかどうかがIT化の関係で体制的な問題となっていくのではないかと思う。

3 迅速化法における裁判所の責務（6条、2条1項）と当事者、代理人、弁護人等の責務（7条1項）の関係、充実した手続の実施による迅速な審理の実現のための裁判所全体としての取組

- 裁判所は、裁判の迅速化を裁判所の仕組みとして実現するという発想を組織として共有すべきである。個々の当事者は、裁判の迅速のために自分の利益を犠牲にする必要はないが、手続利用者として、信義則に基づいて訴訟上の権利行使すべきである。
- 裁判所の仕組みとして、裁判の迅速化を図る取組に係る工夫例や、それを裏付けるエビデンス、知恵袋集みたいなものを共有していくと良い。
- 争点整理を迅速に行う上では、裁判所が初期の段階で方向性を示していくことが最も重要である。この点、裁判官が初めて経験する事案について、事件処理の端緒を把握できるようにするために、庁全体で事件類型ごとに参考文献やその概要を紹介するリストを作成するといった取組をしている府がある。
- 裁判所は、主宰者として手続を着実に進行するスキルを磨く責務があるところ、単独事件では裁判官の審理の有り様はブラックボックスであり、裁

判官は、それぞれの経験から上手くいったことをやっていることが多い。

判断は独立であるべきだが、外部から批判されたり、他の裁判官にその審理運営が良いかどうかを見てもらう機会を持ったりすることが重要で、手続の手法のようなものはもっと共通化していくべきである。

- 単独事件について、疑似合議をしたり、部総括や他の右陪席に積極的に相談したりすることによって、独善的にならないようにしつつ、個人の技量を上げていくことができる。
- 単独事件で、サブ担当の裁判官を置き、事件の進行について雑ばくな議論をすることで、スキルを磨いていったり、悩みが生じた場合等に職務として相談を受けてアドバイスをしたりする裁判官を置いたらよい。
- 民事事件、刑事事件、家事事件の分野を跨ぎ、他分野の取組を参考し、お互いに取組を共有することがすごく大事なのではないか。
- 裁判所全体として納期の発想をもつことが大事であり、予定より審理に時間が掛かった事件に關し、審理計画を振り返り、部内で話し合うことも大切ではないか。

4 講師のコメント

全体を通じて、各講師から以下のコメントがあった。

(1) 講師 2

分野は関係なく無駄なことはしないことが大事だと思った。何を何のためにしているかを意識し、かつ、それを見るようにすることが非常に重要である。これを意識するためには、期日前の準備が大事であり、裁判でも、ITツールを用いて資料を事前に共有して、顔を合わせた時に何をすべきか理解していれば、充実した議論ができると思う。

また、裁判の独立を尊重しつつ、よりよい手続や手法は共有することも重要である。

審理をよくするためのエビデンスに基づいたプラクティスについては、迅速化検証においても打ち出していかなければならぬと感じた。

(2) 講師 3

刑事の分野では、迅速も大切であるが、無駄をそぎ落とすことを意識しそうで、適正・充実を怠ってはならないと思う。

(3) 講師 1

裁判員裁判で刑事の裁判は変わった。裁判員裁判というモーメントがないと、なかなか意識が変わらないのではないかと思うが、もしかしたら、民事・家事のIT化で、意識が変わっていくのではないかとも思う。

手続の迅速と充実の関係は対立するものではなく、迅速化法でも、充実した手続を実施することにより迅速な審理を行うとしている。まさに充実した手続を行うことによって、それが結果として迅速な審理に繋がるということであり、それを意識的に行うということ、それが迅速化であると思う。

(4) 講師 4

迅速も充実も両方必要であり、そのために無駄なことをしないようにすることも基本的には間違いないと思う。ただ逆説的には、無駄なこともしてほしいと思う。裁判官が量刑を全く変えるつもりがなく、影響もないとして、検察官が求める被害者や御遺族の意見陳述を無駄だといって切り捨てられたら困る。被告人質問で、弁護人は反省していることを一生懸命出そうとし、検察官は再犯の恐れがないかを一生懸命聴こうとしているときに、それも無駄だとして全部切り捨ててよいということではないと思う。裁判とは血の通ったものでなければならぬ、当事者が納得しなくとも、血の通ったものであれば、何か訴えるものがあるし、その裁判が社会全体に影響を与える意味を持つということがあり、そうしたところを考えれば、何が無駄かという議論にも一定の目安がつくと思う。

今日参加して嬉しかったのは、裁判官の皆さんと、仲間に聞いて教えても

らっているということである。裁判の独立ということで、そうしたことはしないと思っていた。色々な自分たちのノウハウなどを情報交換して、血の通った社会に役立つ裁判を、民事も刑事も家事も全部一緒だと思うが目指していただきたい。

(5) 講師 5

裁判所は国家の機関であるが、制度間競争は必ず来ると思う。建築の検査機関の場合、料金が役所の倍だとしてもスピーディにやってくれればその料金を出すという人がいる。国民はそういうサービスを望んでおり、必ずそういう将来になるのではないかと思う。また、大学の授業評価アンケートのように、社会的な評価を裁判所も受けるようになると思う。皆さんにはそういうことを考えていただきたい。

(6) 講師 6

無駄なことはしないという議論について、確かに無駄は不要であるが、何が無駄であるかは当事者によって違うので、何が無駄で、何のプライオリティが高いのかについて、手続進行を含め、当事者を巻き込んで考えていくことが重要である。

また、本人や依頼者を放っておいて、ケースマネジメントだけを効率化するということは意味がない。迅速化との関係で書面が期日前に出ないことが話題になっており、また、民事訴訟の利用者調査によると、利用者からは期日間がすごく長く感じるとの意見が強い。これは、期日間で何をやっているのかが見えないということである。期日の議論の到達点を書面化し、言語化して共有し、それを本人も見られるようにすると、事務が遅れている代理人はまずいと思うであろうし、当事者も期日間で何をやっているかよく分かるようになる。将来のIT化で可能となるかもしれないが、このような取組をすることで、期日が最終的に減っていって、迅速化も可能になると思う。

(7) 講師 7

民事、刑事、家事の3つの分野を担当する方々が分野を横断して議論することが大変興味深い。各地の裁判所でもこのような機会をぜひ設けていただいて、異なる分野の良いところを取り入れる議論がされていくことが出来れば非常によいのではないか。

司法の役割については、民事、刑事、家事に共通する司法としての根本的な部分というものがありながら、それぞれそれに上乗せさせるような機能、和解に基づいて全体的な解決をするとか、あるいは被害者の心情を汲み取っていくとか、当事者の言い分を十分に聞いて傾聴するといった部分のバランスをどうとっていくかが、大変難しい部分であると思う。

共通した意見であったが、あまりにも「無駄だ、無駄だ」と言って切り捨てていくというのは、日本の司法制度の国民からの信頼というものを考えたときに、取り返しのつかない大きな損失になる可能性もある。社会と対話をしながら、現在、日本の裁判所にどこまでの役割が求められているのかを常に検証しながら進めていくことが重要であると思う。

計画的審理の問題については、民事でかなり多く試みられている例もあると伺って、家事でもそういうことをしていかなければならないのではないか、というお話もあって、少し安心した。しかし、計画は計画であるから、事情に応じて柔軟に修正していくということは常に必要で、重要なのは、その審理が今どういう段階で、何を行っていて、そして計画を修正する際に、どうしてこれを修正していくのか、そういう審理全体を可視化し、透明化していく、当事者にもそれが分かるようにしていくということであると思う。

あと、サブ担当のところで議論が盛り上がったところは興味深かった。かねてから私もメーリングリストというのはあり得ると思っており、少なくともそれを求める人にそれを提供していくことは組織としてあって良いのではないか。

最後に、刑事の振り返りの問題で、動機として、法曹三者が良い裁判を作

ろうという強い意志があり、その意志に基づいてそういう制度が作られて
いったというのは大変興味深かった。危機感を共有しながら、協力して良い
裁判を作っていく、裁判のIT化はその一つの契機となり得るのではないか
ということであるが、そのような動きは、民事で始まり、家事にも及び、刑
事にも間違なく及んでいくと思う。また、皆さんの仕事のやり方を変えて
いく一つの契機になり得るのだろうと思う。ぜひこの研究会を契機にして、
いろんなところでムーブメントが起こっていくとよい。

以上

(別紙)

「充実した手続による迅速化された裁判」についての他分野と 自分野との違い、他分野の取組で有用と思われる発想や取組

【民事】 (いずれも刑事分野に関して)

- ・判決後の振り返り。民事でも和解後の振り返りを行っている。
- ・証拠の厳選の取組。
- ・裁判員裁判施行に向けた「模擬裁判の取組」。民事でも、「模擬弁論準備手続」を実施して、意見交換を行い、自らの審理に活かしている。
- ・争点に即して尋問事項が詳しく記載され、尋問時間も細かく設定される。
- ・争点に絞ってポイントを押さえた判決書。
- ・計画的審理の手法である「裁判員裁判の仮予約」。民事でも、早期に尋問期日のスケジュールを押さえるなどしている。

【刑事】 (いずれも民事分野に関して)

- ・ウェブ会議の活用。刑事でも、電話による打合せの活用により、早期の当事者の主張等の確認が可能ではないかとの指摘があった。
- ・ＩＴツールを利用した争点整理案の共有。刑事でも、画面共有機能を使うなどして、争点整理案の共有が考えられるとの意見があった。
- ・ノンコミットメントルールによる期日での議論の活性化。刑事でも、口頭議論で、書面を簡素化し、当事者の準備を促すなど迅速化を図ることが考えられる。

【家事】

- ・刑事分野の裁判員裁判後の反省会。弁護士会での講演で、直接、裁判所の問題意識を伝え、代理人の考え方を聞き、信頼を得られてよかったですと紹介された。
- ・民事分野の計画的審理。婚姻費用分担・養育費等の類型では応用可能だが、他類型では難しいとの意見と、遺産分割や面会交流等でも可能との意見が出た。
- ・刑事分野の期日の仮予約の取組。

以上